

第2期
太子町いのち支える自殺対策計画

令和6年3月

太子町

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 国の新たな自殺総合対策大綱について	2
3. 府の自殺対策について	4
4. 計画の位置づけと期間	5
第2章 町の概況	6
1. 町の状況	6
2. 自殺をめぐる町の現状	10
3. アンケート結果から見る現状	14
4. 町の概況に関するまとめ	17
5. 自殺の危機経路について	19
第3章 計画の理念と体系	20
1. 計画の基本理念	20
2. 計画の基本方針	21
3. 本計画の数値目標	22
4. 施策体系	23
第4章 施策の展開	24
基本施策1 生きることの促進要因への支援	24
基本施策2 住民への啓発と周知	28
基本施策3 自殺対策を支える人材の育成	30
基本施策4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	32
基本施策5 地域におけるネットワークの強化	34
重点施策1 子ども・若者・子育て世代への支援	37
重点施策2 精神疾患の理解と適切な医療につなぐ支援	39
重点施策3 就労・失業等や生活困窮への支援	41
重点施策4 勤務・経営・就労環境への支援	43
第5章 自殺対策の推進体制	44
1. 計画の推進	44
2. 計画の評価	47
資 料	49
1. 太子町のち支える自殺対策協議会条例	49
2. 太子町のち支える自殺対策協議会規則	51
3. 太子町のち支える自殺対策協議会自殺対策ネットワーク会議委員名簿	53
4. 相談機関等連絡先一覧	54

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果大きく前進し、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果をあげています。しかし、それでも自殺者数は毎年2万人を超え、人口10万人当たりの自殺による死亡率も主要先進7か国の中では最も高い水準にあり、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ない状況です。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」としています。

国の動向として、自殺対策基本法第12条に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定しており、概ね5年を目途に見直しを行っています。また、平成28年の自殺対策基本法の改正では、自殺対策に関する地域間の格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、全ての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

本町では、「太子町のち支える自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を改訂することで、総合的な自殺対策の取組方針等を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、「誰も自殺に追い込まれることのない」太子町の実現をめざします。

《近年の国の主な動向》

年 月	内 容
平成18年6月	自殺対策基本法成立
平成19年6月	初の「自殺総合対策大綱」の策定（閣議決定）
平成24年8月	自殺総合対策大綱改定（1回目）（閣議決定）
平成28年3月	自殺対策基本法一部改正法成立（地域自殺対策計画策定の義務化等）
平成29年7月	自殺総合対策大綱改定（2回目）（閣議決定）
令和4年10月	自殺総合対策大綱改定（3回目）（閣議決定）

2. 国の新たな自殺総合対策大綱について

令和4年10月に改定された新たな大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進等を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

《令和4年 自殺総合対策大綱（新大綱）の概要》

基本理念：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」

数値目標：令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ◆自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ◆学校、地域の支援者等が連携し、チームとして自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ◆命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ◆学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ◆「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2. 女性に対する支援の強化

- ◆妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3. 地域自殺対策の取組強化

- ◆地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォーム支援。
- ◆地域自殺対策推進センターの機能強化。

4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ◆国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

5. その他、充実・強化項目

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及 ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信 等

《令和4年 自殺総合対策大綱（新大綱）の基本方針》

生きることの包括的な支援として推進

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。また、「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要もあります。

実践と啓発を両輪として推進

危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの共通認識をもつよう普及啓発を行うこと、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。また、支援機関とのネットワーク化を推進し、地域のプラットフォームをつくることが重要です。

自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮（新）

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩を不当に侵害することのないよう、自殺対策に取り組む必要があります。

3. 府の自殺対策について

大阪府では、平成24年に「大阪府自殺対策基本指針」を策定し、自殺対策を総合的かつ効果的に進めてきたが、より充実させ「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざしていくために「大阪府自殺対策計画」を令和5年3月に策定しました。

本町においても府の動向も踏まえた施策の展開に努めることとします。

■「大阪府自殺対策計画」（基本理念と施策体系）

基本理念
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす
基本的な認識
(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である (2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する
基本的な方針
(1) 生きることの包括的な支援として取り組む (2) 府民一人ひとりの問題として取り組む (3) 社会的要因を踏まえて取り組む (4) 事前対応、危機対応、事後対応ごとに取り組む (5) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む (6) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む (7) 市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する
重点施策
1. 府民のこころの健康づくりを進める 2. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 社会的な取り組みで自殺を防ぐ 4. 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る 5. 適切な精神科医療を受けられるようにする 6. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 7. 遺された人の支援を充実する 8. 自殺の状況に関する調査・分析を推進する 9. 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する 10. 地域レベルの実践的な取り組みを支援する 11. 子ども・若者の自殺対策を推進する
全体目標
計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する 【指標：令和9年の自殺死亡率を13.0以下とする】

4. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

自殺を防ぐためには、様々な分野の施策や人々・組織が密接に連携する必要があります。そのため、本町では「太子町総合計画」に基づき、「太子町地域福祉計画」、「大阪府自殺対策計画」をはじめ、その他「第 4 次健康太子 2 1」、「太子町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「太子町障がい者計画」など関連計画等と整合の図られた計画とします。

(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。また、関連計画である「第 4 次健康太子 2 1」に規定する「こころの健康」に関する取組について、本計画と連携を図って推進するものとします。

なお、法制度の改正等があった場合には見直しを行い、柔軟に対応していきます。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
大阪府	大阪府自殺対策基本指針			大阪府自殺対策計画							次期計画
太子町健康太子 21	第 3 次健康太子 2 1			第 4 次健康太子 2 1					次期計画		
太子町いのち支える自殺対策計画	太子町いのち支える自殺対策計画					第 2 期太子町いのち支える自殺対策計画					次期計画

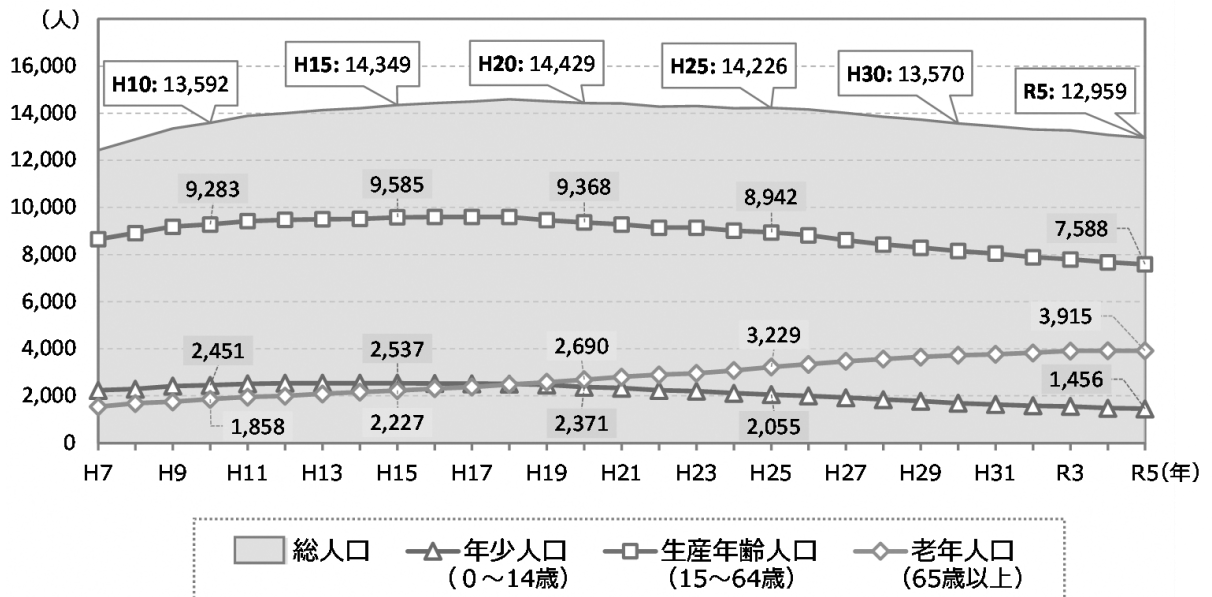
第2章 町の概況

1. 町の状況

(1) 人口の推移と構成

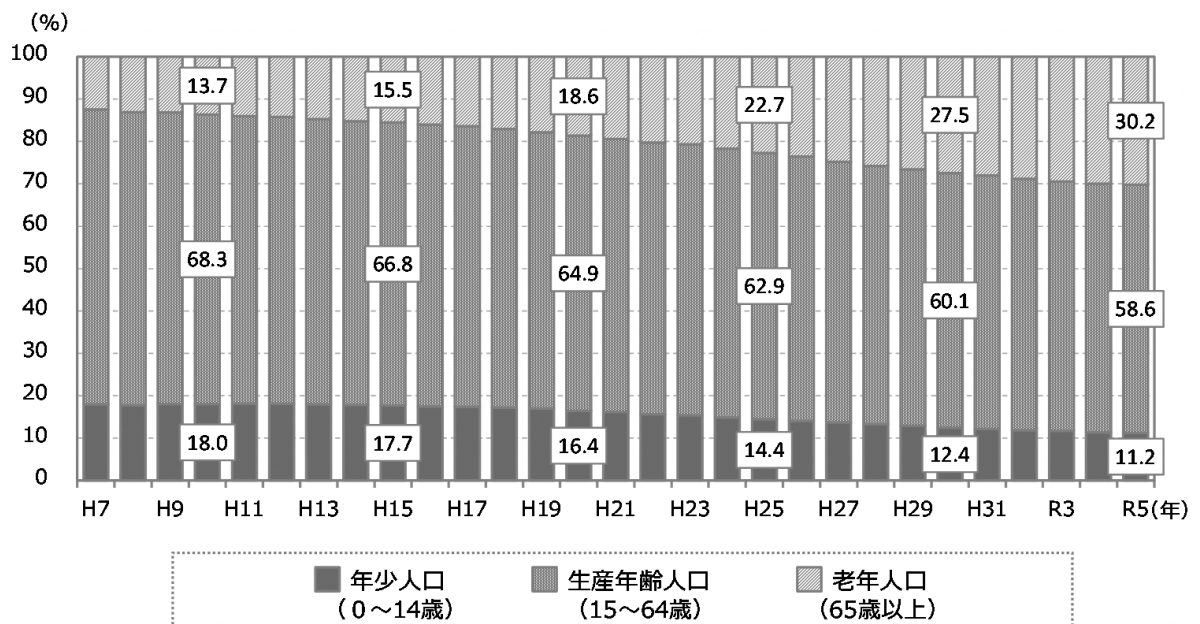
総人口は、近年減少傾向にあり、少子高齢化も進行しています。

■人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

■三分人口の割合の推移

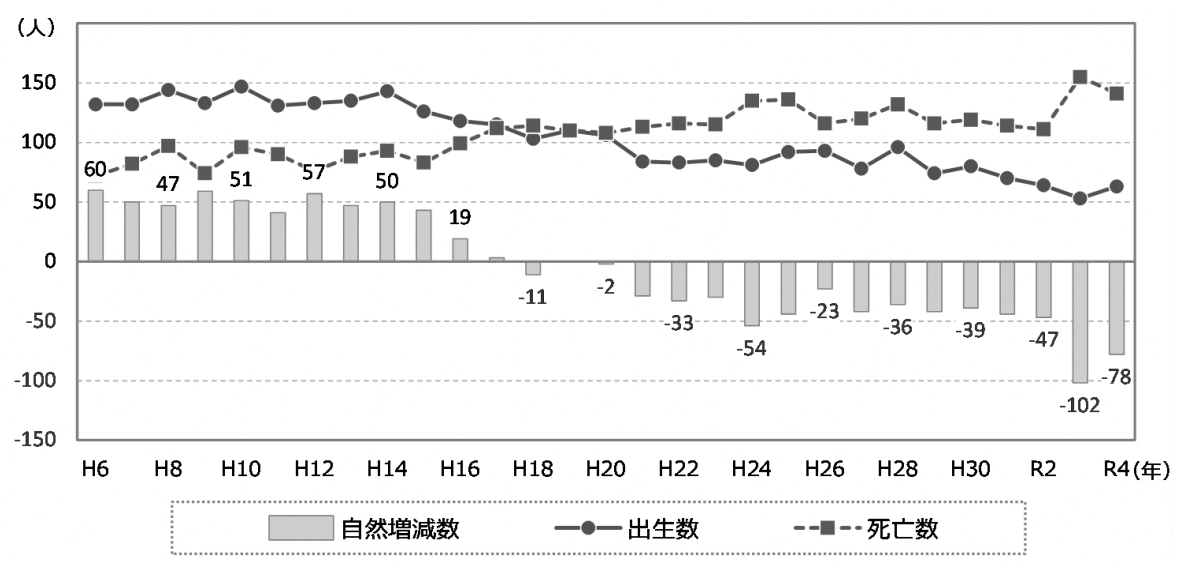


資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(2) 出生と死亡

平成17～20年ごろを境に出生数と死亡数は逆転し、近年は死亡数が出生数を上回って推移しています。

■自然増減の推移

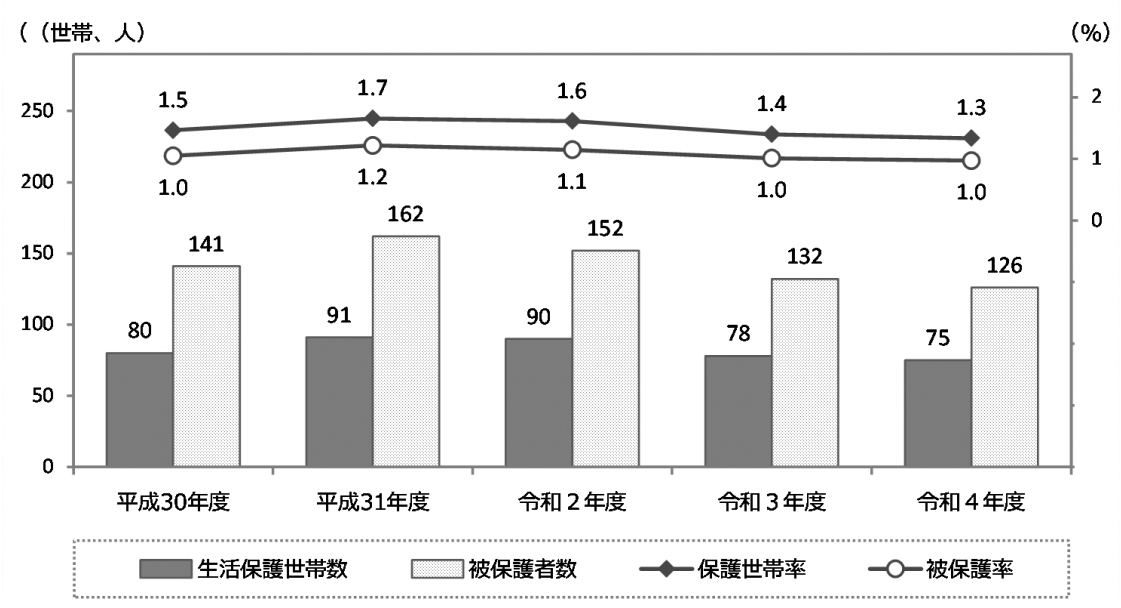


資料：総務省「住民基本台帳」※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(3) 生活保護の状況

生活保護世帯数・被保護者数とも、令和2年をピークとして減少傾向にあります。

■生活保護の推移

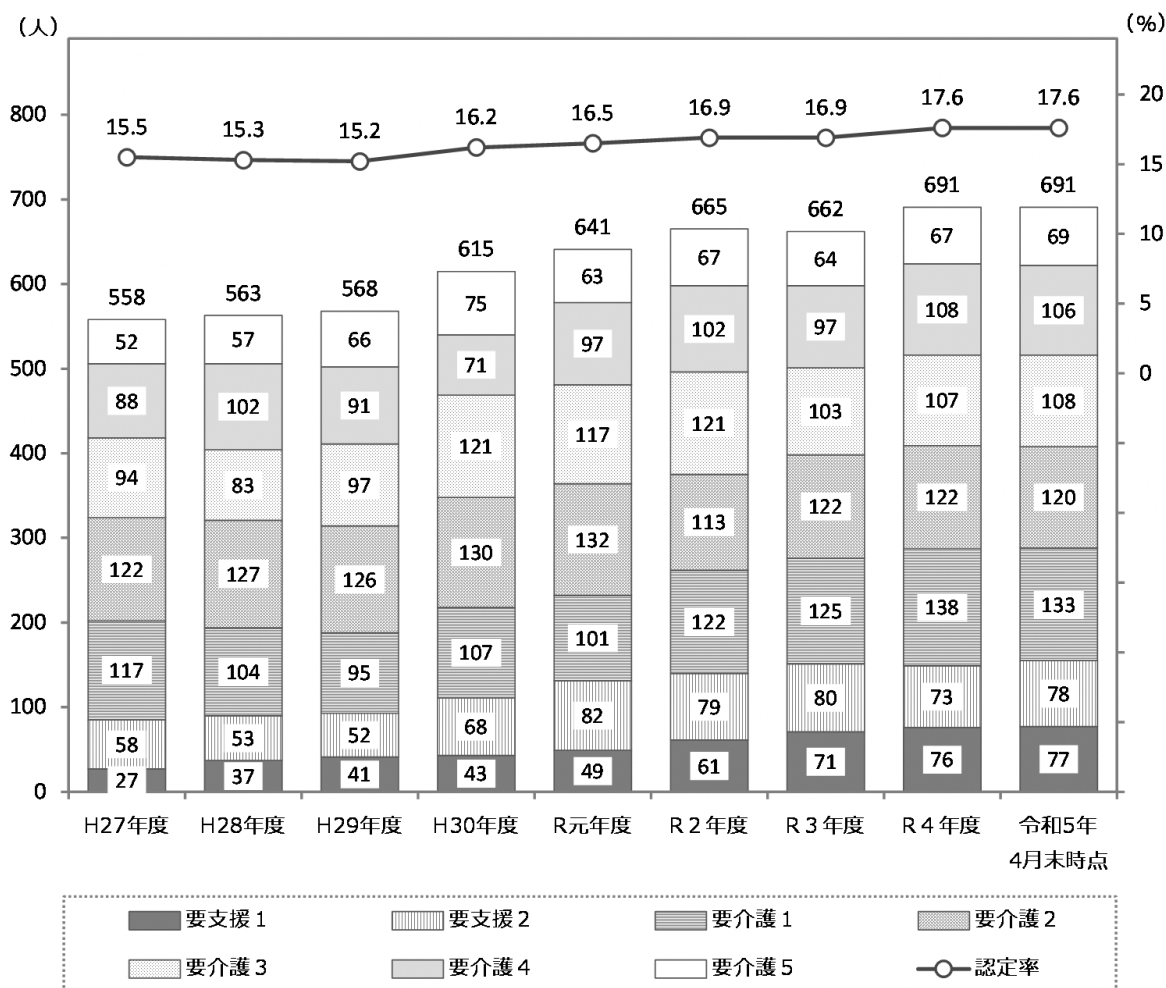


資料：太子町（各年度末時点）

(4) 要介護（要支援）認定者の状況

認定者数・認定率とも、近年は増加傾向にあります。

■要介護（要支援）認定者数の推移

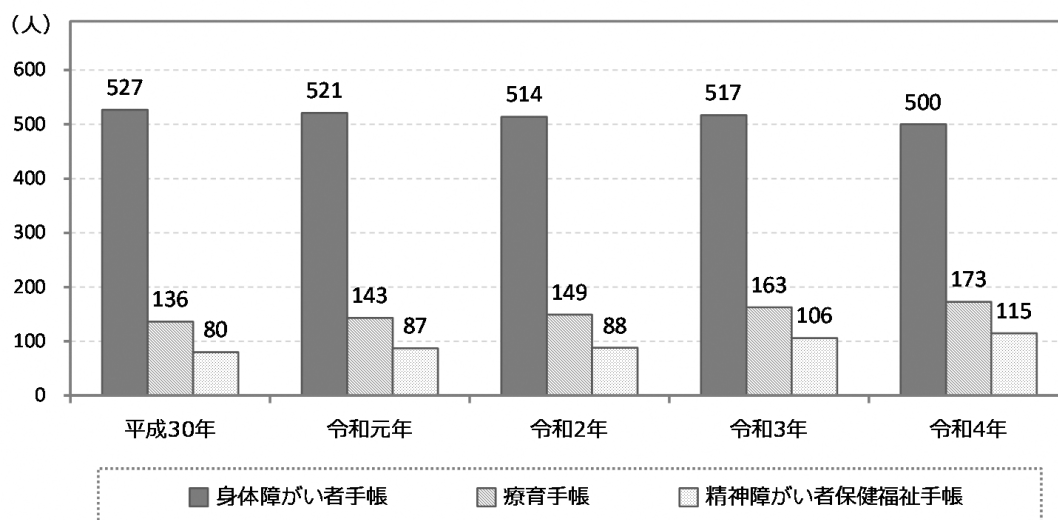


資料：平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
 令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」
 令和5年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

(5) 障がい者の状況

手帳別で見ると、身体障がい者手帳は減少傾向、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳は増加で推移しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

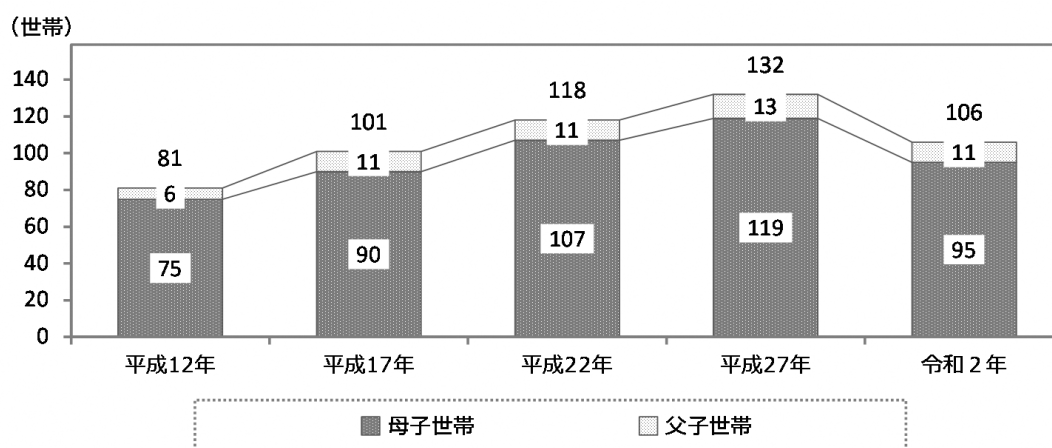


資料：各年度 10月1日現在

(6) ひとり親世帯の状況

母子世帯・父子世帯とも、平成27年をピークに減少しています。

■母子・父子世帯数の推移



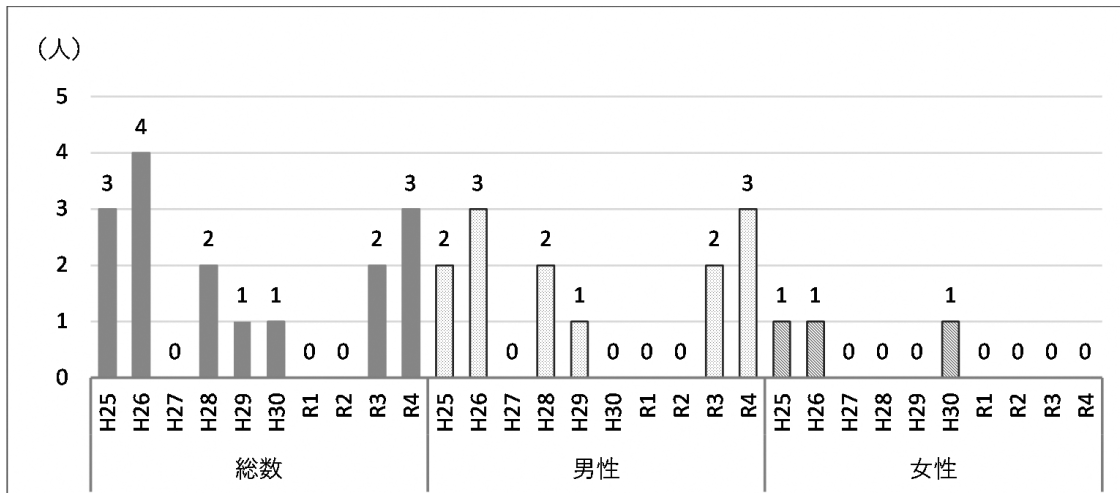
資料：総務省「国勢調査」

2. 自殺をめぐる町の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本町の自殺者の総数は、平成25年～令和4年の間、0～4人/年の幅で推移しており、性別では男性の割合が高くなっています。

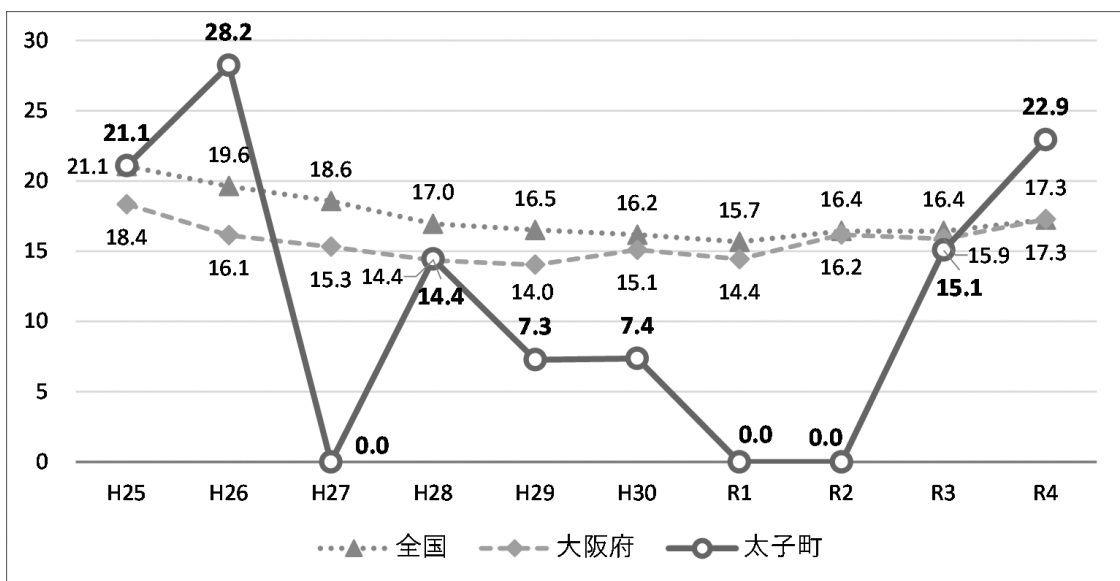
■自殺者数の推移（太子町／平成25年～令和4年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本町の自殺死亡率（人口10万人当たり）は、平成25年～令和4年の間、0.0～28.2の間で推移しています。

■自殺死亡率の推移（人口10万人当たり）

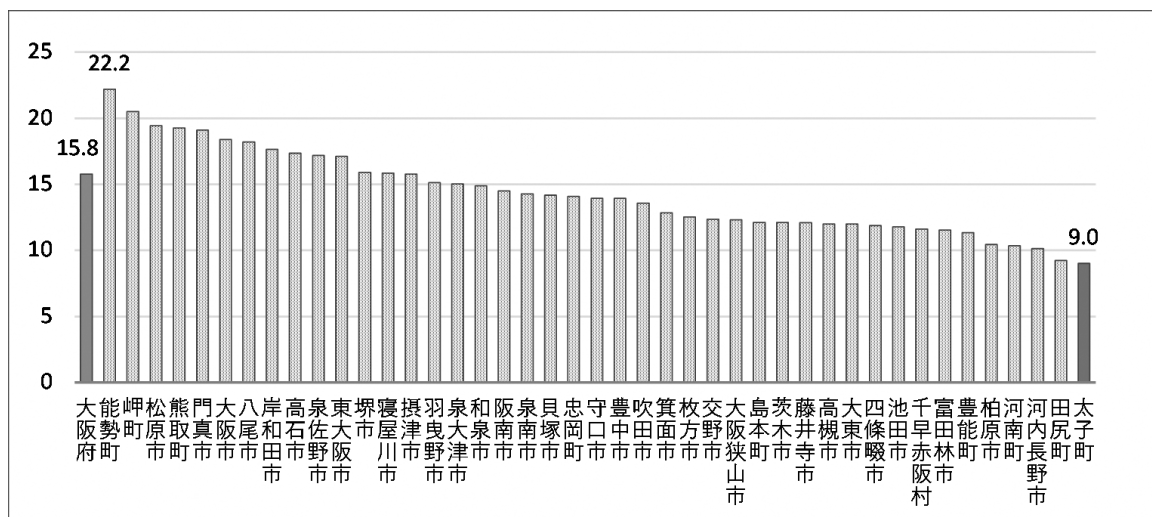


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の比較（府内市町村）

本町の自殺死亡率は、府内市町村の中では一番低くなっています。

■自殺死亡率（府内市町村／平成30年～令和4年の平均値）



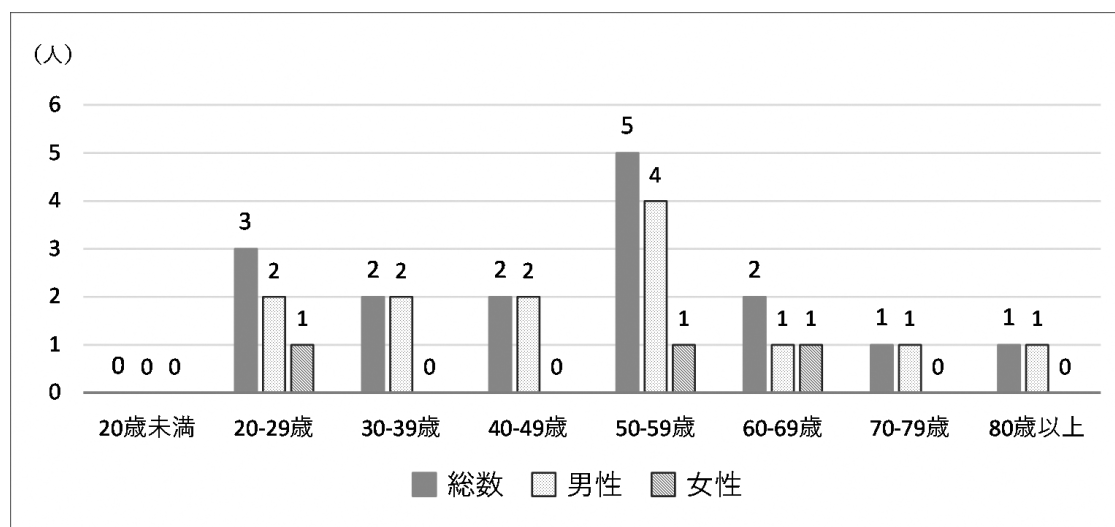
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 年齢層別の自殺者数

本町の年齢層別の自殺者数は、20歳代では3人となっています。全国的には30歳未満で自殺者全体の1割強を占めていることから、未成年や若者への啓発や取組を引き続き進める必要があります。

また、30歳代～60歳代も一定数の自殺者が見られることから、これらの年齢層にも重点的な啓発や様々な取組が求められます。

■年齢層別の自殺者数（太子町／平成25年～令和4年の合計人数）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 属性からみる自殺者数

本町の自殺者の属性は、「男性 60 歳以上（無職・独居）」・「男性 20～39 歳（無職・同居）」・「男性 40～59 歳（有職・同居）」がそれぞれ 25.0%となっています。

■自殺者の属性（太子町／平成 29 年～令和 3 年）

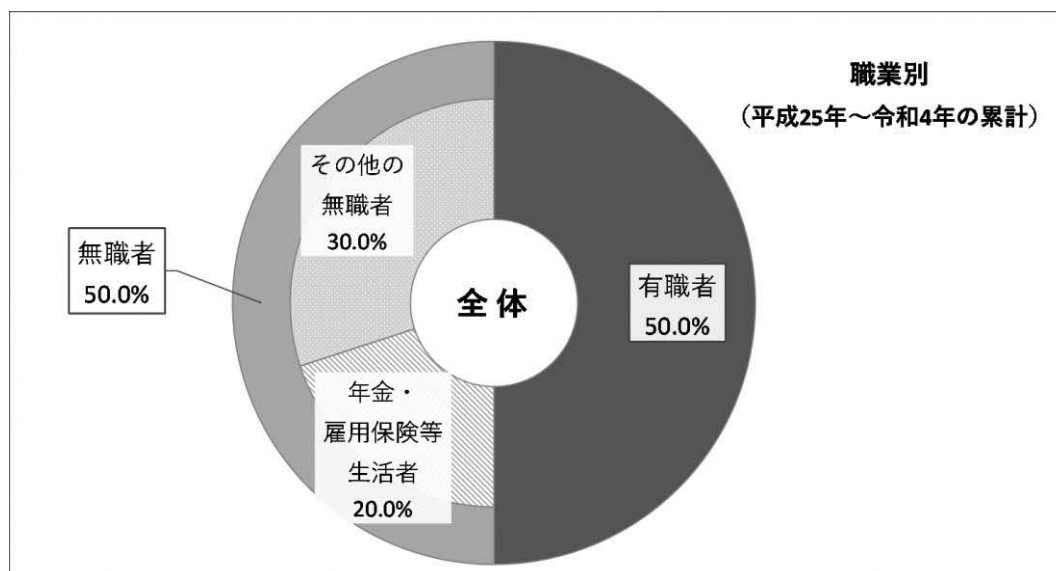
上位の属性	割合	原因
1 位：男性60歳以上（無職・独居）	25.0%	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2 位：男性20～39歳（無職・同居）	25.0%	①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3 位：男性40～59歳（有職・同居）	25.0%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：太子町地域自殺実態プロファイル 2022

(5) 自殺者の就労状況

本町の自殺者の就労状況は、「有職者」と「無職者」がそれぞれ 50.0%となっています。

■自殺者の就労状況（太子町／平成 25 年～令和 4 年）

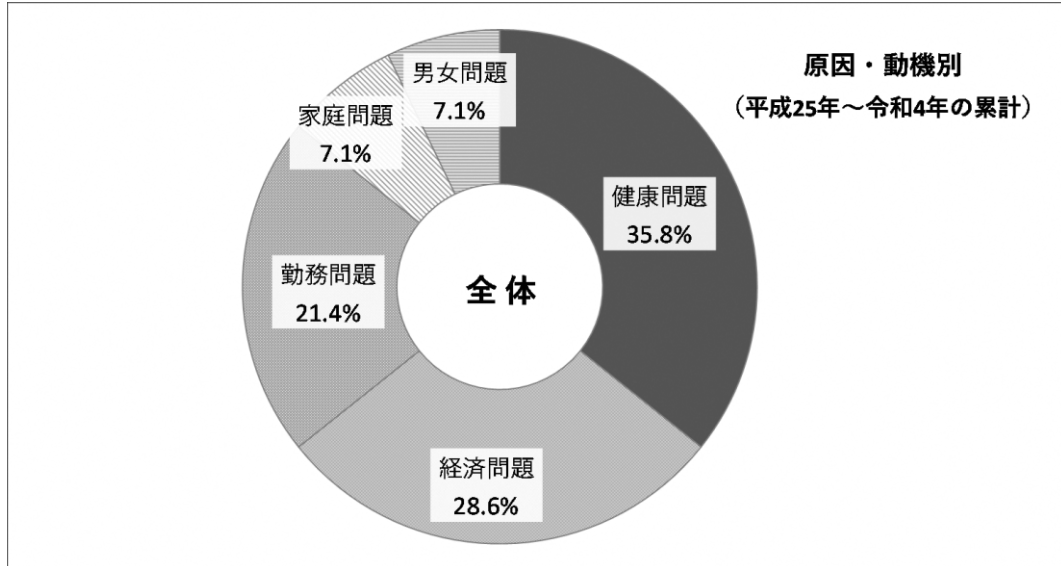


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 自殺の原因・動機

本町の自殺の原因・動機は、「健康問題」が 35.8%と最も高く、次いで、「経済問題」(28.6%)、「勤務問題」(21.4%)の順となっています。

■自殺の原因・動機（太子町／平成25年～令和4年）



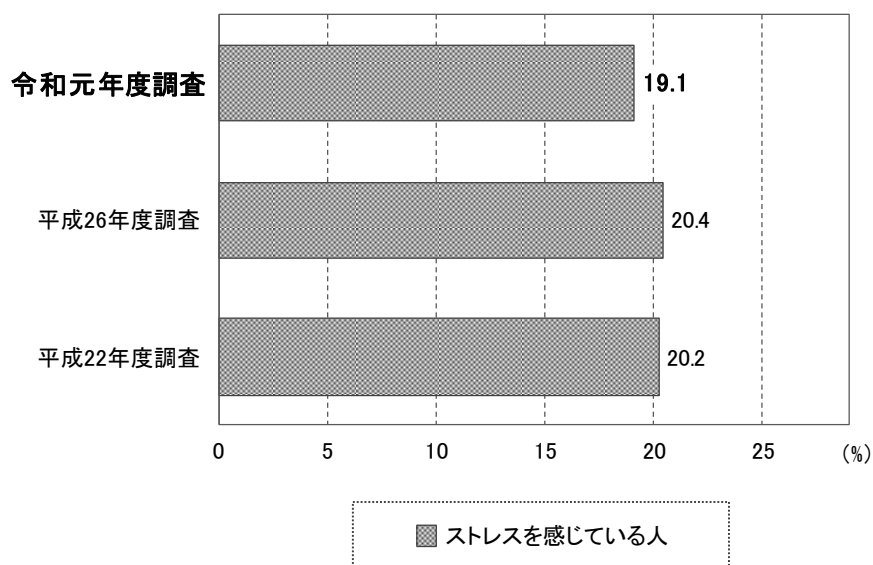
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3. アンケート結果から見る現状

本計画策定の基礎資料とするために「第4次健康太子21」アンケートにおける「こころの健康」に関連する設問を以下に抜粋します。

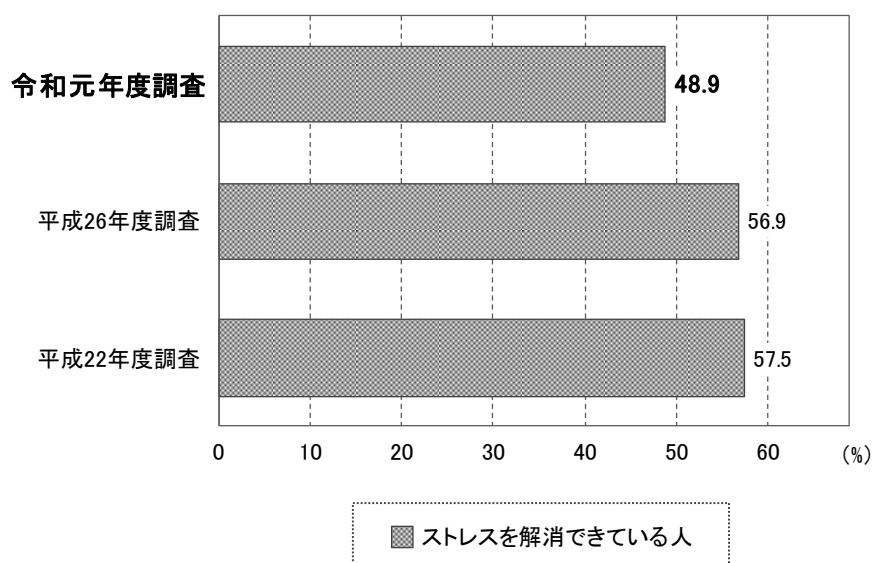
質問内容 普段の生活でストレスを感じているか

令和元年度調査では、「ストレスを感じている人」が19.1%となっています。



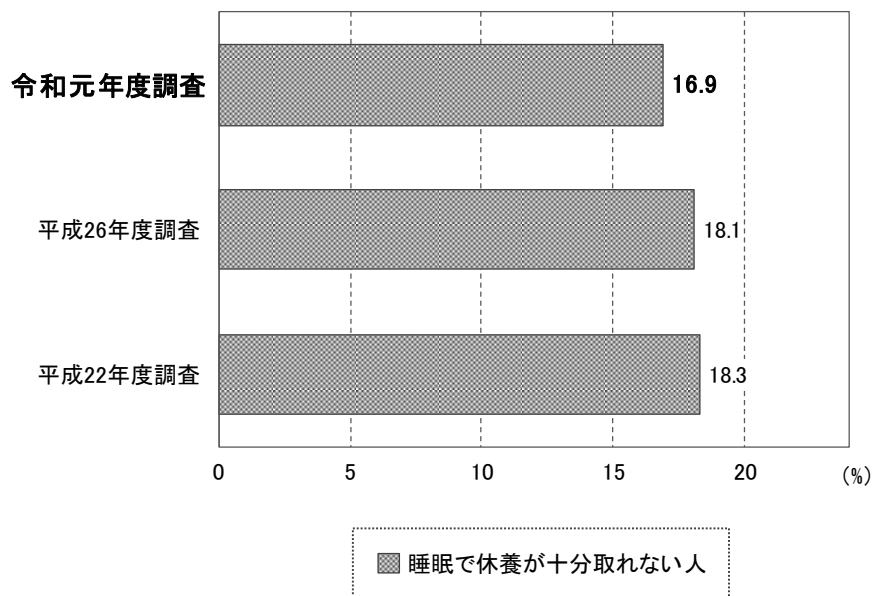
質問内容 ストレスを解消できているか

令和元年度調査では、「ストレスを解消できている人」が48.9%となっています。



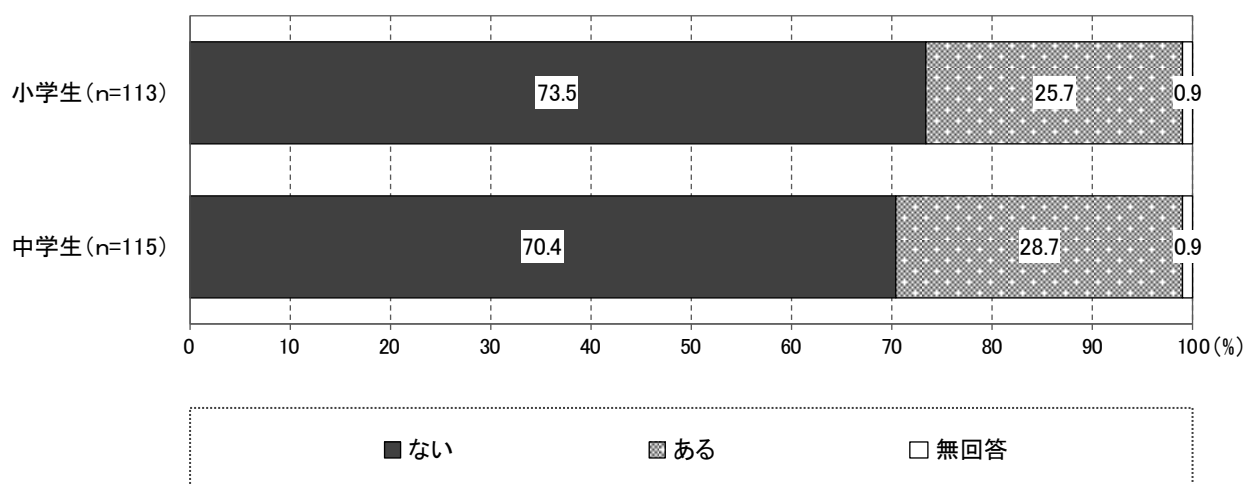
質問内容 睡眠で休養がとれているか

令和元年度調査では、「睡眠で休養が十分取れない人」が16.9%となっています。

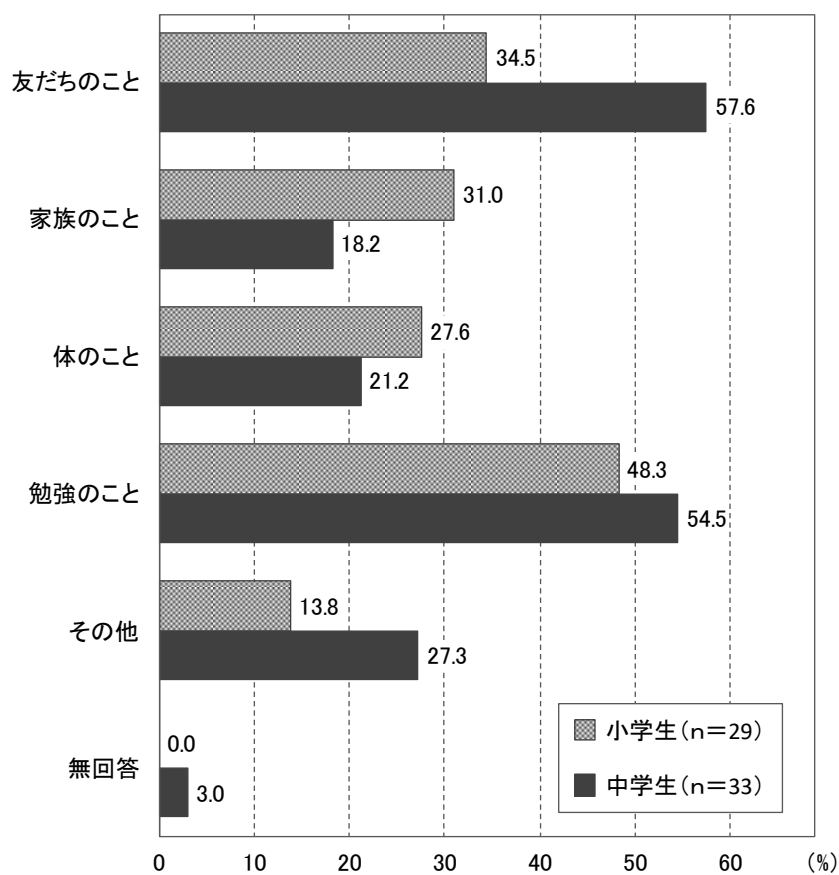


質問内容 小中学生の悩みごとの有無

令和元年度調査では、小学5年生では、「ない」が73.5%、「ある」が25.7%となっています。また、中学2年生では、「ない」が70.4%、「ある」が28.7%となっています。



令和元年度調査では、小学5年生では、「勉強のこと」が48.3%と最も高く、次いで、「友だちのこと」(34.5%)、「家族のこと」(31.0%)の順となっています。また、中学2年生では、「その他」が27.3%と一定の割合が見られますが、具体的な悩みを見ると、「友だちのこと」が57.6%と最も高く、次いで、「勉強のこと」(54.5%)、「体のこと」(21.2%)の順となっています。



4. 町の概況に関するまとめ

(1) 町の状況からの考察


- ・近年、総人口は減少で推移しており、少子高齢化が進んでいます。
- ・近年、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあります。
- ・生活保護に関しては令和2年度に一時増加しましたが、令和3年度以降は令和元年以前の状況に戻っています。
- ・近年、高齢化により、介護保険サービスの認定者数も増加傾向にあります。
- ・近年、障がい者のうち療育手帳と精神障がい保健福祉手帳の所持者数は増加しています。
- ・少子化の影響か、ひとり親世帯数は令和2年には減少しました。



少子高齢化が進み、総人口も減少する中、地域づくりの観点からも自殺に関する知識の普及啓発や心身の健康に関する施策の強化に努めるとともに、町職員や地域住民等による日常からの気づきやつなぎ等を意識した支援体制の構築により、誰も自殺に追い込まれない町となるよう充実していく必要があります。

(2) 町の自殺者の状況からの考察

- ・平成25年～令和4年の10年間では、本町は0～4人の推移となっています。
- ・平成25年～令和4年の10年間では、高齢化が進んでいるにもかかわらず、高齢者の自殺者数は少なく、50歳代が最も多くなっています。
- ・平成25年～令和4年の10年間では、20歳未満の人はいませんでしたが、20～29歳の方が3人亡くなっています。
- ・平成25年～令和4年の10年間では、自殺者の就労状況について「有職者」・「無職者」とともに50.0%となっています。
- ・平成25年～令和4年の10年間では、自殺の原因・動機について「健康問題」が最も高く、次いで「経済問題」、「勤務問題」となっています。
- ・平成30年～令和4年の5年間では、本町は府内市町村の中で最も低い自殺死亡率となっています。
- ・計画策定当初令和元年及び2年の2年間は目標の自殺者0人が達成できましたが、その後のコロナ禍においては、自殺者数が増加しました。




自殺に至る要因として「うつ状態（精神疾患）」が挙げられます。平成25年～令和4年の10年間では、本町における自殺の原因・動機について「健康問題」が最も高いことから、医療機関へのつながりを意識した施策展開に取り組む必要があります。また、本町における自殺の原因・動機について「経済問題」、「勤務問題」も高くなっています。

本町の特色として、高齢者の死亡数が他の地域よりも少なく、20歳未満の自殺者数が少ないことから、町が実施する高齢者の見守り体制と生きがいづくり施策の効果が伺えます。一方で、他の年代と比べて50歳代の方の自殺者数が多いことから、直接支援の他、家族や周囲の人たちからの情報提供ができるよう啓発周知に力を入れて取り組む必要があります。また今後の超高齢社会を見据え、働き世代・若者への支援は、地域社会機能を維持する観点から取り組む必要があります。

(3) アンケート結果から見る考察

- ・「普段の生活でストレスを感じている」と回答した方は令和元年度で19.1%となっており、平成28年の調査と比較して割合がやや減少しています。
- ・「ストレスを解消できている」と回答した方は令和元年度で48.9%となっており、それ以前の調査と比較して割合が減少しています。
- ・「睡眠で休養がとれている」と回答した方は令和元年度で16.9%となっており、それ以前の調査と比較して割合がやや減少しています。
- ・小学5年生で悩みが「ある」児童は25.7%となっており、悩みごとの内容では「勉強のこと」が約半数となっています。
- ・中学2年生で悩みが「ある」生徒は28.7%となっており、悩みごとの内容では「友達のこと」が約6割となっています。

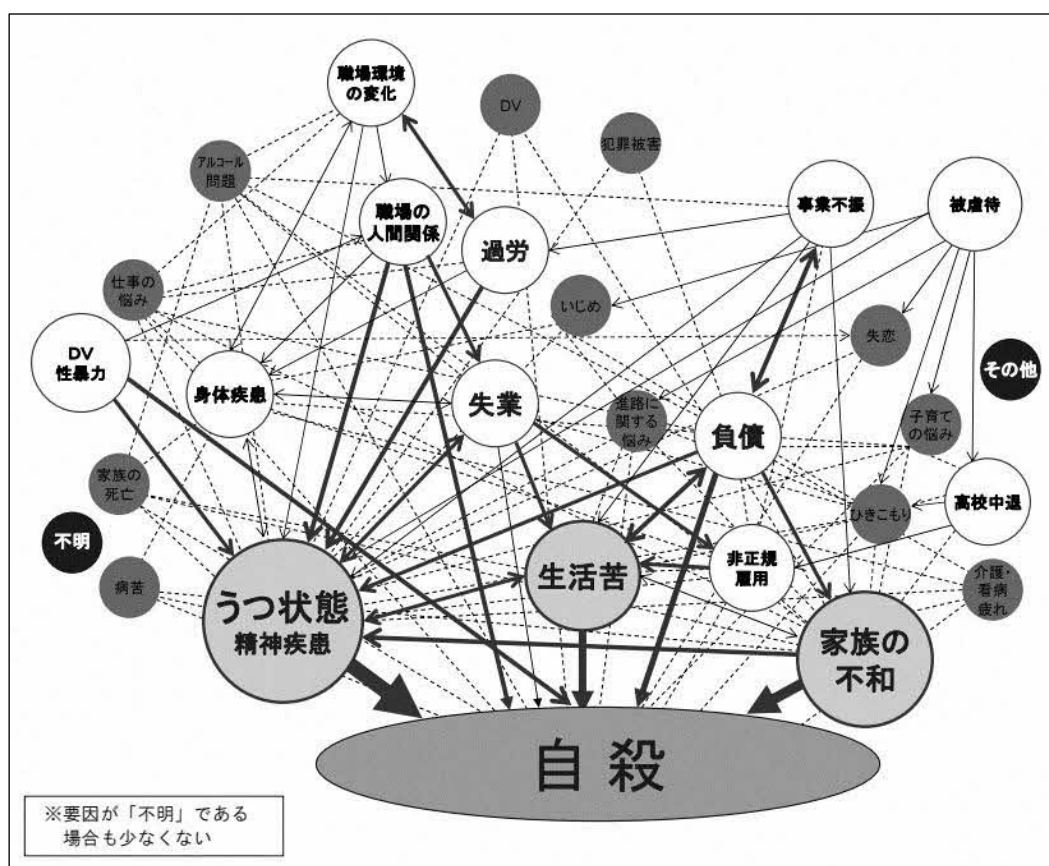


ストレスを感じる方がやや減少している一方、ストレスを解消できている人は少なくなっています。自らのストレスをチェックして心身ともに健やかに保てるよう、ライフステージに応じた支援が求められます。

また、児童生徒については、悩みがある割合が4人に一人程度となっています。スクールカウンセラーによる相談支援等を充実するとともに、悩みがあるときは信頼できる誰かに相談する意識を醸成することに努める必要があります。

5. 自殺の危機経路について

自殺の原因・動機は単純ではなく、様々な要因が複雑に絡み合っ、自殺に至るといわれています。次の図は、NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態 1000人調査」からみえてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺実態 1000人調査」

「自殺の危機経路」における○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。また、自殺で亡くなった方は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。

本町において不幸にも自殺に至られた方々の原因・動機・危機経路を分析し、「誰も自殺に追い込まれない町（自殺者数0人）」に向け、自殺に至る複合的な要因を踏まえ、それらに関する機関等が実施する様々な施策を町全体で推進します。

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

**みんなで気づき、支え合う、
こころ健やかにいきいきと暮らせるまち
～誰一人取り残さない、笑顔あふれるまちづくり～**

本町では、前期計画において、「みんなが気づき・つなぎ・支え合う、こころ健やかにいきいきと暮らせるまち ～だれもがいのちを大切にし、笑顔あふれるまちづくり～」を計画の基本理念としてきました。

本計画では、これまでの基本理念にSDGsの基本原則である「誰一人取り残さない」考えを含め、「みんなで気づき、支え合う、こころ健やかにいきいきと暮らせるまち～誰一人取り残さない、笑顔あふれるまちづくり～」を新たな基本理念に掲げて、「誰も自殺に追い込まれない町」に向けた取組を推進します。

「自殺は誰にでも起こりうる危機」という観点から、「生きることの阻害要因」（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことを通じて、全世代を対象に自殺リスクを低下できるように努めます。

そのため、本計画をもとに全庁あげて自殺対策に取り組むとともに、関係機関、地域住民とも連携し、啓発や教育により住民の意識を深めながら、自殺を未然に防ぐ施策の実施や体制の構築をめざします。



2. 計画の基本方針

本計画の基本理念を実現するため、国の自殺対策大綱等を踏まえて、次の6つの基本方針を設定します。

基本方針1 生きることの包括的な支援として推進

○学校や地域の居場所等において道徳教育・体験学習や多世代交流等による福祉学習や生きがいつくりの機会を設け、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行います。

基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

- ひとり暮らしや高齢者世帯、要配慮者のおられる世帯等への見守り活動を推進します。
- 地域住民が自主的に活動できるよう、地域サロンの立ち上げや運営等を支援します。
- 地域住民や団体等の交流を促進し、地域のつながりの「和」を広げます。

基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

○多様な相談を受け止めるため、行政と関係機関との包括的な連携を強化するとともに、適切な健康福祉医療サービスが行き届くための情報発信を充実させ、またサービスの充実等を図ります。

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

○全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門機関につなぎ、みんなで連携しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

○「誰も自殺に追い込まれることのない町」を実現するため、本町と国や府、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働して、町を挙げて自殺対策を総合的に推進します。

基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

○自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉を不当に侵害することのないよう、生活の平穩に十分配慮して自殺対策に取り組みます。

3. 本計画の数値目標

国の新たな自殺総合対策大綱では、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率を13.0以下、また、平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としています。

また、「大阪府自殺対策計画」（平成30年3月策定）では、国の目標を踏まえ、「府内の自殺者数の減少傾向を維持するとともに令和9年自殺死亡率を13.0以下とする」ことをめざすとしています。

本町においては、平成30年から令和4年までの5年間の自殺者数は合計6人、自殺死亡率は9.0となっています。自殺死亡率について、自殺総合対策大綱の目標をもとに令和8年までに30%以上減少を当てはめると、自殺死亡率を令和8年までに6.3以下にすることが求められます。

しかしながら、本町の場合は人口が少ないために1人の方が自殺されると自殺死亡率が大きく変動することや、近年の自殺者数が0～4人の幅で推移していることを踏まえ、国の最終的な目標である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、計画最終年度の令和10年までの間は誰も自殺に追い込まれない町（自殺者数0人）とすることを目標とし、その目標を達成するための体制の構築と取組を進めます。

	現状値	目標値
国	自殺死亡率 18.5 (平成 27 年)	自殺死亡率 13.0 以下 (令和 8 年)
大阪府	自殺死亡率 15.8 (平成 30 年～令和 4 年)	自殺死亡率 13.0 以下 (令和 8 年)
太子町	自殺死亡率 9.0 (平成 30 年～令和 4 年)	年間自殺者数 0 人 (令和 6 年～令和 10 年)

4. 施策体系

【基本理念】

みんなで気づき、支え合う、
こころ健やかにいきいきと暮らせるまち
～誰一人取り残さない、笑顔あふれるまちづくり～

【自殺対策における基本的認識】

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、地域全体で対策を推進する

【自殺対策における基本方針】

- 基本方針1 生きることの包括的な支援として推進
- 基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 基本方針4 実践と啓発を両輪として推進
- 基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- 基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

【重点施策（太子町の課題に合わせて取り組む事項）】

- 重点施策1. 子ども・若者・子育て世代への支援
- 重点施策2. 精神疾患の理解と適切な医療につなぐ支援
- 重点施策3. 就労・失業等や生活困窮への支援
- 重点施策4. 勤務・経営・就労環境への支援

【基本施策（全国市町村で共通して取り組む事項）】

- 基本施策1. 生きることの促進要因への支援
- 基本施策2. 住民への啓発と周知
- 基本施策3. 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策4. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 基本施策5. 地域におけるネットワークの強化

第4章 施策の展開

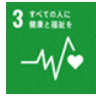






基本施策1 生きることの促進要因への支援



自殺対策は、生きることの「阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ、いじめや孤立）を減らす取組」に加えて、生きることの「促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力）を増やす取組」を行うことが重要です。このため、生きることへの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、「高齢者交流サロン」「青少年健全育成」「子ども子育て支援事業」など、各課及び関係機関が実施する事業においても信頼できるつながりや気軽に相談できる関係性が生まれる事業の展開をしていきます。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
社会教育団体 育成事業	社会教育団体等が主催する講演会等に「生きる支援」として自殺問題について言及することで、自殺対策を啓発する機会として取り組みます。		生涯学習課
図書室運営事業	いのちの大切さに関する情報発信や生きがいつくりの場として、また自殺対策に関するポスターやパネル等を掲示する等、活用します。		生涯学習課
生涯学習センタ ー運営事業	生きがい活動の場の設定や施設内の掲示板に自殺対策に関するポスター等を掲示することで、施設利用者に対する自殺対策の周知啓発に取り組みます。		生涯学習課
スポーツ公園 運営事業	生きがい活動の場の設定や施設内の掲示板に自殺対策に関するポスター等を掲示することで、施設利用者に対する自殺対策の周知啓発に取り組みます。		生涯学習課
歴史資料館運営 事業	施設内の掲示板に自殺対策に関するポスター等を掲示することで、施設利用者に対する自殺対策の周知啓発に取り組みます。		生涯学習課
子ども子育て 支援事業	周囲に子育てを手伝ってくれる親類・知人がいない子育て世帯では、子育てに伴う過度な負担が保護者（特に母親）にかかります。そのため、子育て中の保護者が集い、交流できる場を設けることで、保護者の子育てに関する不安を取り除き、親子共々健やかに成長できる環境づくりに努めます。		子育て支援課 いきいき健康課

事業名	取組内容	SDGs	主管課
母子保健事業 (母子健康手帳 交付等)	保健師を対象として自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査の際に、本人や家族の状態を把握し、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていただけるよう取り組みます。		いきいき健康課
母子保健事業 (新生児訪問 指導)	保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児がいる母親の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解を深めることで、母親との面談(家庭訪問)時に異変や困難に気付いた場合は、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていただけるよう取り組みます。		いきいき健康課
母子保健事業 (産後ケア 事業)	産後は育児への不安等から、うつリスクを抱えるリスクがあるため、出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を継続して提供することで、リスク低減を図ります。		いきいき健康課
母子保健事業 (赤ちゃん会・ プレママパパ講 座・ファースト ベビー講座)	イベント等の機会に妊産婦とふれあい、抱えている不安や問題等があるかどうかを捉えることで、必要に応じて適切な支援につなげ、不安や問題等の解消に努めます。		いきいき健康課
健康相談	毎月1回又は随時、保健師・管理栄養士が、難病や慢性疾患や心身の障がいなど、健康問題で悩んでいる本人や家族から話を聞き取り、問題の解決に向けて寄り添い、継続支援を行います。		いきいき健康課
青少年健全育成 事業	青少年も対する事業の実施により、青少年が地域と交流する機会とします。また、情報収集や青少年層の抱える問題及び自殺の危機等に関する情報を共有することで、地域の若年層の実態を把握する機会としていきます。		生涯学習課
総合学校支援 事業	児童生徒の中には、様々な困難を抱え自殺リスクの高い子どもがいる可能性があるため、児童生徒を取り巻く環境の改善や自立支援等に向けたきめ細やかな対応を行うようスクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の専門家を派遣するとともに、教職員向けの研修の中で自殺対策や専門的な支援先について理解を深めるよう継続して取り組みます。		教育総務課
児童生徒支援 教室運営事業	不登校児童生徒の居場所をつくとともに、学校への早期復帰を目標として日々の生活リズムを整えて活力を育てていきます。		教育総務課

事業名	取組内容	SDGs	主管課
高齢者交流サロン・元気ぐんぐんトレーニング	地域の高齢者やボランティアの集う場に行くことで、交流機会や声掛け・見守りの機会が増え、生活の中での悩みごとや不安等の共有及び相談等を通じて、自殺リスクの高い人の早期発見につなげます。		いきいき健康課 (包括)
介護家族への支援	「高齢者介護家族のつどい」等の介護者が集う場に出向き、必要な情報の提供等の支援を行っているため、合わせて自殺対策の周知啓発や自殺リスクの高い人の早期発見につなげていきます。また、認知症高齢者やその家族が、情報共有や専門職からのアドバイスができる「認知症について考える座談会」の実施を継続します。		いきいき健康課 (包括)
高齢者交流サロン・元気ぐんぐんトレーニング以外の集いの場	地域の高齢者やボランティアの集う場は閉じこもりの防止や居場所づくりとしても有効であり、交流機会や声掛け・見守りの機会が増えることで、生活の中での悩みごとや不安等の共有及び相談等を通じて、自殺リスクの高い人の早期発見につなげていきます。		いきいき健康課 (包括)
外出支援	移動支援の体制が整備されると、高齢者等の移動に困難を抱える人の閉じこもり防止につながるとともに、運転者等が日頃から利用者を見守ることで、自殺リスクの高い人の早期発見につなげていけると考えられます。		福祉介護課 いきいき健康課 (包括)
食生活改善事業	食生活の大切さを啓発するとともに、食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する人の中には、生活苦や身近な支援者の不在等、日常生活上に問題があるために自殺リスクが高くなっている人も少なくないと思われます。そのため、各種イベント等において、生活習慣病を切り口として住民の生活状況等の把握を行うことで、必要に応じて個別相談や専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		いきいき健康課
「第4次健康太子21」健康づくり推進事業	健康づくりは「こころの健康づくり」も含まれているため、健康づくり推進会議等で自殺対策（生きることの包括的支援）を取り上げ、委員や住民への周知啓発に努めていきます。また、次期計画では自殺対策について触れていくことで、自殺対策計画との連携を図ります。		いきいき健康課
笑顔いっぱいプロジェクト住民協働事業	住民との協働により健康づくり推進活動を推進することで、生きがいづくりや住民の交流を促進し、こころの健康づくりの醸成に努めます。		いきいき健康課

事業名	取組内容	SDGs	主管課
太子町保護司及び更生保護女性会	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱える人等が多く、日常生活の見守りや交流による相談相手を得ることから生きることの支援を行います。また、必要な機関へつなぐ等の対応が取れるよう取り組みます。		福祉介護課
困難女性支援事業	女性相談支援員が日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて、必要な援助を行います。生活困窮をはじめとする複合的な問題を抱える女性の相談・支援にあたり、状況の把握を行い、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていただけるよう取り組みます。		住民人権課

■関係団体等の主な取組

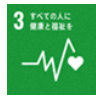

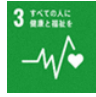
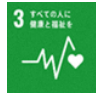

団体名	主な取組
生活支援相談室しなが	対象者を介護・養護している家族への心理的支援を実施しています。また、担当している人に対しては、24時間対応で相談を行います。
近畿大学病院	メンタルヘルスに関する外来診療や自殺未遂者の再企図防止等について、関係機関や保健所等と連携しつつ取り組みます。
大阪府富田林保健所	嘱託医、精神保健福祉相談員等の専門職を配置し、こころの健康相談を実施しています。また、自殺未遂者相談支援事業として、警察からの情報提供を受け、相談を希望する自殺未遂者や家族に対し、再度の自殺企画を防ぐための相談支援を行います。
大阪府富田林警察署	平日午前9時から午後5時45分までの間、警察安全相談の窓口を設けており、相談内容の必要性に応じて専門機関につなぎます。
太子町立小学校・中学校	各種行事を実施することで、児童生徒の自己肯定感を向上させるよう取り組みます。
太子町社会福祉協議会	いきいきサロン・交流サロン・お達者サロン等、身近な場所での居場所づくりに取り組みます。また、心配ごと相談事業やコミュニティソーシャルワーカーによる総合相談事業を実施しており、身近な問題等の相談支援等に取り組みます。
太子町民生委員・児童委員協議会	いきいきサロン・元気ぐんぐんトレーニング、子育てボランティア等、身近な場所での居場所づくりに取り組みます。また、日常生活の中での心配ごとを聞き、専門機関につなげる役割を担っており、地区活動や「心配ごと相談」を実施します。

基本施策2 住民への啓発と周知

様々な媒体による情報提供により、こころの健康の維持や自殺予防に関する事柄を啓発します。また、自殺を考えている人及び自殺のサインに気づいた人が、相談機関や相談窓口の存在を知らなければ早期対応や適切な支援につなげられないことから、相談窓口の周知に努めるとともに、自殺対策の啓発を積極的に行うことで、直接的な情報提供が難しい若者や就労者、引きこもりの人等に対して安心感を伝えることができるように努めます。さらに、自殺が起こりうる原因やこころの健康、精神疾患や精神科医療について理解を深め間違った認識や偏見をなくす取り組みを実施していきます。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
街頭啓発	悩みや不安等を抱いたときに、どのような対処をすれば良いのかを知ることができる広報物(チラシ等)を、自殺予防週間、自殺対策月間に合わせて支援につながりにくい労働者及び学生等を対象に駅前配布します。 【目標回数：年2回】		いきいき健康課
広報事業	広く多くの住民に対して、広報紙やホームページ、防災行政無線、LINEやSNS等の多様な媒体により、自殺対策週間・月間や専門的な相談窓口の電話番号や「こころほぐしの会」の周知を図ります。 【目標回数：年6回】		いきいき健康課 秘書政策課
二十歳を祝う事業	二十歳を祝う会において、出席者に自殺対策に関する広報物(チラシ等)を配布することで、若者層に対して周知啓発に取り組みます。		生涯学習課
男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する講演会等の開催により、住民に対する男女共同参画の高揚に努めます。また、セクハラ、DV、マイノリティ等の問題は自殺リスクを高める場合があるため、常設の相談窓口を設置して相談を受け付け、適切な支援につなげます。		住民人権課
人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発活動として講演会等を開催しており、その中で自殺問題に言及する等、自殺対策を啓発する機会として活用していきます。		住民人権課
人権教育事業	人権作品コンクールや講演会等の中で自殺問題について言及する等、自殺対策を啓発する機会として活用していきます。		生涯学習課

事業名	取組内容	SDGs	主管課
道の駅運営事業	「道の駅」は、地場製品の販売や観光案内等を行っており、24時間利用可能な施設です。 自殺対策に関するポスターやパネル等を掲示する等、いのちの大切さに関する情報発信の場としての活用を検討し、専門的な相談窓口の連絡先を掲示する等、自殺リスクの高い人に向けた周知啓発に取り組み、日頃からの周知啓発に取り組みます。		観光産業課
交通安全対策に関する事務	交通事故の加害者・被害者ともに、事故後は様々な問題に直面して自殺をするリスクが高まるため、加害者・被害者双方へ自殺対策の関する相談案内先の周知やリーフレットの配布を行い、自殺対策の啓発や自殺リスクの低減に結びつけられるよう取り組みます。		自治防災課
公共土木施設管理に関する事務	河川、道路等の施設で自殺発生の可能性が疑われる場所について、巡視等を行います。		地域整備課
都市公園等の管理に関する事務	公園施設（特にトイレ等）で自殺発生の可能性が疑われる場所について、巡視等を行います。		地域整備課
再掲事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善事業 ・「第4次健康太子21」健康づくり推進事業 ・図書室運営事業 ・生涯学習センター運営事業 ・スポーツ公園運営事業 ・歴史資料館運営事業 	基本施策1に掲載		いきいき健康課 生涯学習課

■関係団体等の主な取組






団体名	主な取組
富田林市消防本部 太子分署	自殺対策の周知啓発のため、自殺予防週間と自殺対策強化月間にポスターを掲示します。
太子町社会福祉協議会	自殺対策の周知啓発のため、自殺予防週間と自殺対策強化月間にポスターを掲示します。
太子町民生委員・ 児童委員協議会	自殺対策に関するチラシ等の広報物は地域活動を実施する際に配布し、多くの人々への周知啓発につなげていきます。



基本施策3 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクのある人の早期発見と対応のため、そのサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげることができる人材（ゲートキーパー）の育成を推進する必要があります。そのため、家族や友人知人、専門職、行政職員等が家族や地域住民の危機的な状況に気づくことができ、本人のこころの相談に傾聴できる心構えを身につけられるよう、また専門職や行政職員等については、関係機関と連携・支援できる人材（ゲートキーパー）の育成と資質の向上を図ります。

※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
ゲートキーパー養成講座	相談対応や訪問指導を行う町職員や、精神保健福祉ボランティアをはじめ住民等がゲートキーパー研修を受講することで、気づき、声掛け、話を聞くなどの対応の在り方を学び、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。 【目標回数：年1回】 【目標養成人数：10人以上】		いきいき健康課
職員の研修事業	全庁的に自殺対策を推進するために、職員研修として自殺対策に関する研修を継続して実施します。 【目標回数：年1回】		いきいき健康課 秘書政策課
太子町自殺対策 庁内連絡会議	庁内の担当者等に計画の趣旨や報告、生きることの支援に関する会議を行うことで、自殺対策について庁内全体で理解を引き続き深め、各事業や窓口対応の人材の資質の向上を図ります。 【開催目標：年1回以上】		いきいき健康課
保育所運営事業	保育士がゲートキーパー研修を受講することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		子育て支援課
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の専門職への研修実施等による資質向上を図ることで、高齢者等の自殺対策につながるよう取り組みます。		いきいき健康課 (包括)

事業名	取組内容	SDGs	主管課
町税の納税相談	町税を期限内に納付できない人は、他の債権も重複して未納となっている人が多く、生活面でも深刻な問題を抱えていたり、生活困窮の状態である可能性も考えられます。そのため、徴収を担当する職員等がゲートキーパー研修を受講することで、納税相談等を通じて住民の状況を把握し、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		税務課 会計課
会計課収納事務事業	収納を行う職員等がゲートキーパー研修を受講することで、住民の状況を把握し、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		会計課


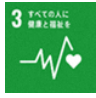
■関係団体等の主な取組

団体名	主な取組
生活支援相談室しなが	精神疾患の人へ派遣されるヘルパーに対して、支援対象の本人だけでなく、その家族の変化に対しても気付けるよう、人材の養成に努めます。
富田林医師会	医師会では、うつ病や認知症等の研修会や勉強会等を年1回以上実施します。
富田林市消防本部 太子分署	救急対応の研修を行っており、その中で自殺者についての理解を深めるための取組を実施します。
太子町民生委員・ 児童委員協議会	地域の見守り活動を行っている民生委員・児童委員を対象とした、ゲートキーパー養成講座へ参加します。

基本施策4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

平成25年～令和4年の10年間において、本町では20歳未満の自殺した人はいませんが、20歳代で自殺した人が3人います。そのため、児童生徒の頃から、こころの健康に関する基礎知識を身につけ、「つらい」や「苦しい」の感情に児童生徒自身が気づくことができ、そのような感情になったときには助けを求めて良いということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を、学校等の教育機関、こども家庭センター（設置予定）と連携して取り組んでいきます。また、SOSを受け止めることのできる児童生徒を取り巻く大人（教職員等や保護者、地域の誰か）に対して、こころの健康に関する基礎知識や自殺対策についての意識の醸成を図ります。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
総合学校支援事業【再掲】	児童生徒の中には、様々な困難を抱え自殺リスクの高い子どもがいる可能性があるため、児童生徒を取り巻く環境の改善や自立支援等に向けたきめ細やかな対応を行うようスクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の専門家を派遣するとともに、教職員向けの研修の中で自殺対策や専門的な支援先について理解を深めるよう継続して取り組みます。		教育総務課
いじめ防止対策	各校で規定している「いじめ防止基本方針」に則り、いじめへの対応や予防策等の点検と見直しを行うとともに、いじめの早期発見・早期解決に取り組めます。また、各校に対してスクールカウンセラーを配置し、子どもたちが相談しやすい環境づくりに取り組みます。		教育総務課
放課後児童会運営事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行うことができることから、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点にもなります。そのため、放課後児童会の職員にゲートキーパー研修の受講を促進し、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、適切な機関へつなぐよう取り組みます。		子育て支援課
こども家庭センター（設置予定）	18歳未満のすべてのお子さんと、そのご家庭、妊産婦等からの悩み事や困りごとを社会福祉士や臨床心理士、保健師等が相談に応じ、一緒に問題を考えます。 「どこに相談したらいいかわからない…」という方に対しても、お話を伺い、専門機関へつなぐよう取り組みます。		子育て支援課 いきいき健康課 教育総務課

■関係団体等の主な取組

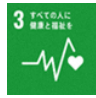

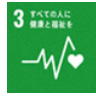


団体名	主な取組
富田林医師会	中学生・高校生等の自律神経の不調や生活リズムの乱れ等による、体重減少・不眠・倦怠感等を診察した場合は、専門科（心療内科等）につなげます。
大阪府富田林警察署	家出少年少女を発見した場合は保護し、必要に応じて児童相談所に通告した上、保護者に連絡します。
太子町立小学校・中学校	学期ごとに児童生徒へのアンケートや面接を実施し、気になる児童生徒については、子育て支援課や太子町社会福祉協議会と連携して対応します。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、スクールカウンセラーが児童生徒の相談を受ける等、必要な支援を行います。 さらに、夏休み明け1か月は、教職員が校門に立ち、あいさつをしながら、児童生徒の様子の変化を観察します。
太子町民生委員・児童委員協議会	各種のイベントを活用したり、民生委員・児童委員協議会主催のワークショップを開催し、子どもや親世代が楽しく参加できる機会をこれからも企画していきます。





基本施策5 地域におけるネットワークの強化

自殺に至る背景として、家庭、学校、職場におけるトラブルや健康問題、経済的困窮等、様々な要因が複雑に絡んでいます。そのため、自殺対策庁内連絡会議の連携体制の強化や、関係機関との情報共有・課題把握等が必要です。

実効性ある支援を行えるよう、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度との連携による相談支援体制の充実・強化を図り、町内の相談事の対応事例を蓄積し、ワンストップで機能する自殺対策に係る太子町のち支える自殺対策ネットワークシステムの構築を進めます。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
太子町のち支える自殺対策協議会	理事者・部長級で構成された本部会議と地域の関係機関で構成されたネットワーク会議を開催し、計画を策定・検証することで包括的な自殺対策に取り組みます。 【開催目標：年1回以上】		いきいき健康課
太子町自殺対策庁内連絡会議【再掲】	庁内の担当者等に計画の趣旨や報告、生きることの支援に関する会議を行うことで、自殺対策について庁内全体で理解を引き続き深め、各事業や窓口対応の人材の資質の向上を図ります。 【開催目標：年1回以上】		いきいき健康課
地域ケア会議	「自立支援ケアマネジメント型地域ケア会議」を毎月開催しており、支援困難個別事例については、随時、関係機関、地域住民等で「支援困難個別事例型会議」を開催しています。今後も地域ケア会議を開催し、地域における自立支援の意識醸成や関係機関とのネットワーク構築に努めます。		いきいき健康課 (包括)
太子町民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員は地域において相談や支援を行っています。相談者と同じ住民同志の関係から気軽に相談しやすい利点を活かしてこれからも活動していきます。 そのため、地域で困難等を抱えている配慮が必要な人々に気付き、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、地域の見守り役を担っていけるよう取り組みます。		福祉介護課
日常生活支援体制の整備	住民主体の協議体「SASAE(ささえ)愛(あい)太子(たいし)」において、生活支援サービスのニーズや地域資源の把握、情報共有、開発が必要なサービス等について、様々な議論を行いつつ住民主体の地域づくりを推進します。また、その中で住民が周囲の自殺リスクの高い人に気付き、様々な支援につなげられるよう取り組みます。		福祉介護課 いきいき健康課 (包括)

事業名	取組内容	SDGs	主管課
認知症関連の取組	認知症関連の取組を推進する中で、地域における見守り体制の整備や関係機関等との連携強化を図り、認知症高齢者で自殺リスクの高い人の早期発見・早期対応につなげていきます。また、認知症の人の介護者の集い等において、介護者の状態等の把握を行うことで、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、介護者の自殺対策にも取り組めます。		いきいき健康課 (包括)
見守り体制の充実	地域における日頃からの見守り活動を通じて、自殺リスクの高い人を早期に発見し、相談支援や必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組めます。		福祉介護課
権利擁護関連の取組	権利擁護関連の取組を推進する中で、生活困窮者等の自殺リスクが高いと考えられる人への相談等の機会を活用して状況の把握を行い、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組めます。		いきいき健康課 (包括)
安全安心ネットワーク会議活動支援事業(太子町地域安全センター運営連絡会)	犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため、住民ボランティアと関係機関の代表者が集まり運営連絡会を開催しています。運営連絡会を通じて、児童生徒の様子や家族の状況等を情報交換・共有することにより、自殺対策にもつながる取組となるように努めます。		自治防災課

■関係団体等の主な取組

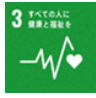

団体名	主な取組
生活支援相談室しなが	自殺企図のある人の情報共有や相談業務により、専門機関及び適切な医療機関につなげます。
富田林医師会	精神的な不調が原因と思われる体調不良の人を診察した場合は、専門医（心療内科）につなげます。
大阪府富田林保健所	各市町村の自殺対策主担当課、医療機関等の関係機関で構成する富田林保健所精神保健医療ネットワーク会議依存症・自殺対策部会を開催し、その中で研修会や意見交換会を行います。
太子町立小学校・中学校	学期ごとに児童生徒へのアンケートや面接を実施し、気になる児童生徒については、子育て支援課や太子町社会福祉協議会と連携して対応します。
太子町社会福祉協議会	町内に山田・春日・太子の3つの地区福祉委員会があり、合計で約200人の地区福祉委員を配置し、地域でのアンテナ役として、地域での異変に気付けば太子町社会福祉協議会や太子町役場に連絡して頂くように依頼します。
太子町民生委員・児童委員協議会	地区活動を通じて住民との距離が近くなれば会話ははずみます。通常と違う変化には敏感に状況を把握できるように私たち民生委員も日々学んで活かせるように努めます。 日常生活での心配ごとに耳を傾け、また専門機関につなげる役割を担っています。「心配ごと相談」は毎月2回実施しています。

重点施策1 子ども・若者・子育て世代への支援

若年層（20歳代）の自殺について、本町でも平成25年～令和4年の間で3人おられることから、子どもの頃から自殺に追い込まれることのないよう必要な対策に取り組むことが重要です。また、子どもを持つ保護者や若者のいる家族等に向けて、安心して安全な子育てができる地域となるよう、地域で受け止めることができつなく場所があることの周知啓発やつながりを積極的に行っていきます。そして、誰しものが若くして自殺に追い込まれることのないよう、自殺を考えたり、サインを出している子どもや若者、子育て世代の人に、周囲が気づき、相談支援に応じることができる体制を、こども家庭センター（設置予定）をはじめ充実に努めます。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
子育て総合 学校支援事業	S S WやS C等の多職種との連携した取り組みを実施します。子どもたちに心理的な側面などから専門家と協力して児童生徒の困難や保護者の負担感の軽減を図ります。		教育総務課
就学に関する 事務	児童生徒の就学に際して、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行っており、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を関係機関が連携することで、児童生徒の困難や保護者の負担感の軽減を図ります。		教育総務課
児童虐待防止 事業	子どもへの虐待は、子どもの自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因となるだけでなく、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルでもあるため、該当する家庭への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、子どもの自殺防止と将来的な自殺リスクを抑えるよう取り組みます。		子育て支援課 いきいき健康課 教育総務課
発達障がい 児等療育事業	発達障がいを抱えた人やその家族は日常生活で様々な生きづらさを抱えていることから、相談支援を活用して問題を把握し、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		子育て支援課 いきいき健康課
児童手当・児童 扶養手当・特別 児童扶養手当 給付事業	特に、児童扶養手当（ひとり親家庭等を対象）・特別児童扶養手当（精神又は身体に障がいを有する児童を対象）の給付手続きの際は、家庭の状況や悩みを伺うことにより自殺リスクの早期発見や気付き役・つなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		子育て支援課

事業名	取組内容	SDGs	主管課
再掲事業			
二十歳を祝う事業 青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・二十歳を祝う会において、出席者に自殺対策に関する広報物（チラシ等）を配布することで、若者層に対して周知啓発に取り組みます。 ・青少年も対する事業の実施により、青少年が地域と交流する機会とします。また、情報収集や青少年層の抱える問題及び自殺の危機等に関する情報を共有することで、地域の若年層の実態を把握する機会としていきます。 		生涯学習課
こども家庭センター (設置予定)	<p>18歳未満のすべてのお子さんと、そのご家庭、妊産婦等からの悩み事や困りごとを社会福祉士や臨床心理士、保健師等が相談に応じ、一緒に問題を考えます。</p> <p>「どこに相談したらいいかわからない…」という方に対しても、お話を伺い、専門機関へつなぐよう取り組みます。</p>		子育て支援課 いきいき健康課 教育総務課

■関係団体等の主な取組




団体名	主な取組
富田林医師会	中学生・高校生等の自律神経の不調や生活リズムの乱れ等による、体重減少・不眠・倦怠感等を診察した場合は、専門医（心療内科等）につなげます。
大阪府富田林警察署	家出少年少女を発見した場合は保護し、必要に応じて児童相談所に通告した上、保護者に連絡します。
太子町立小学校・中学校	<p>学期ごとに児童生徒へのアンケートや面接を実施し、気になる児童生徒については、子育て支援課や太子町社会福祉協議会と連携して対応します。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、スクールカウンセラーが児童生徒の相談を受ける等、必要な支援を行います。</p> <p>さらに、夏休み明け1か月は、教職員が校門に立ち、あいさつをしながら、児童生徒の様子の変化を観察します。</p>
太子町民生委員・児童委員協議会	各種のイベントを活用したり、民生児童委員会主催のワークショップを開催し、子どもや親世代が楽しく参加できる機会をこれからも企画していきます。


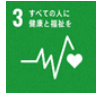
重点施策2 精神疾患の理解と適切な医療につなぐ支援

地域住民や医療機関、関係機関、行政職員等が、悩みや生きづらさを抱えている人に気づき、適切な支援につなげることが重要です。特に、適切な医療につなげるためには周囲の人間や支援者との関係性の構築が重要になります。

自殺を図った人の多くは「うつ状態（精神疾患）」にあったと分析されており、コロナ禍によるつながりの遮断された社会環境ではその傾向が増加しました。こころにストレスを抱えたり、うつ病等の可能性の高い人が、精神科等の専門的治療を受けることができるよう、精神疾患や精神科医療に対する偏見をなくし、適切な医療機関につながるよう、町広報の充実を図ると共に、地域住民や医療機関、関係機関、行政職員等だけでなく本人も含め全ての人の意識の醸成を図ります。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
心の相談会 「こころほぐしの会」	あらゆる世代の人を対象として、臨床心理士による相談会を奇数月に開催します。臨床心理士による必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応をしていきます。 【開催目標：年6回以上】		いきいき健康課
総合相談事業	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的なフォロー等を行います。その際、不安や悩み等の解消や専門的な支援機関へつなぐ等、自殺対策の啓発や自殺リスクの低減に結びつけられるよう取り組みます。		いきいき健康課 (包括)
人権相談事業	差別や人権侵害は自殺リスクを高める場合があるため、人権相談等を通じて適切な支援につなげることで自殺リスク軽減に努めていきます。		住民人権課
ふれんど訪問	看護師等の専門職が自宅を訪問することで、高齢者が在宅生活を送るうえでの身体・精神等の健康上の不安に対して、専門的視点に基づいた相談や見守りを行い、自殺リスクの高い人の早期発見や自殺予防につなげます。		いきいき健康課 (包括)
医療・介護の連携	関係機関との連携体制の強化及び切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築のため、富田林医師会管内の在宅医療・介護の地域課題や対応策について、会議や研修会等で検討し、関係機関との連携体制の強化に努めます。		いきいき健康課 (包括)

事業名	取組内容	SDGs	主管課
虐待防止関連の取組	虐待を受けている高齢者や虐待が疑われる高齢者に対する早期発見・早期対応ができる体制の整備に取り組む中で、同時に自殺リスクの高い人を発見できるよう取り組みます。		いきいき健康課 (包括)
母子保健事業 (乳幼児健康診査)	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減を図ります。また、子どもの健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会でもあるため、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		いきいき健康課

■関係団体等の主な取組

団体名	主な取組
生活支援相談室しなが	初診や通院のイメージが湧きやすいよう来談者に合わせた情報提供・方法に配慮します。また受診予約や交通手段のコーディネートも担います。
近畿大学病院	児童期から老年期におけるメンタルヘルス全般の障害・疾患の診療に当たっている。救急搬送された自殺未遂者の再企図予防にも取り組んでいる。
富田林医師会	精神的な不調が原因と思われる体調不良の人を診察した場合は、専門医（心療内科）につなげます。
大阪府富田林保健所	富田林保健所管内の行政・医療・福祉・教育等の関係機関職員を対象とした研修会を開催し、疾病に対する理解を深めるとともに、関係機関間の連携・支援体制の充実を図ります。 また、精神疾患のある方の家族を対象の家族教室や、管内住民対象のこころの健康講座を開催し、疾病への理解を深め適切な対応ができるよう正しい知識の普及に努めます。
太子町社会福祉協議会	コミュニティーソーシャルワーカーによる総合相談事業や、心配ごと相談事業で相談があった場合は関係機関につなぐほか、精神科等の専門的治療を受けることができるよう適切な医療機関につながるよう支援します。
太子町民生委員・ 児童委員協議会	民生委員・児童委員は、住民に近い距離感で気づき相談を受ける存在にあるため、いろいろな相談に耳を傾け各機関への橋渡しができるように、精神的な不調について、また人権や社会生活の困難さなどについても研修や勉強会を行いスキルアップに取り組んでいきます。

重点施策3 就労・失業等や生活困窮への支援

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働問題、精神疾患、虐待、障がい等、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、社会から孤立しやすいという傾向があります。国全体で平成21年以降減少傾向にあった自殺者数は、コロナ禍にあった令和2～4年においては増加に転じました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は5類に引き下げられ、行動制限がなくなったとはいえ、コロナ禍により社会活動や経済活動が制限された影響は依然として残っています。このような状況を踏まえ、生活困窮者や生活困窮状態に陥る可能性のある人が自殺に至らないよう、府や関係機関と連携した包括的な支援に取り組みます。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
生活困窮等相談事務（地域福祉コーディネーター配置）	生活困窮者自立支援事業（は一とほっと相談室）や大阪府子ども家庭センター等の関係機関と連携して、生活困窮問題をはじめとする様々な相談・問題の解決にあたります。生活困窮者等は、自殺リスクの高い人が多いことが既存調査等で明らかになっていることから、相談等の機会を活用して状況の把握を行い、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		福祉介護課
就労相談事業	中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、もしくは障がい者、ひとり親家庭の保護者又は高齢者等の中で、働く意欲がありながら就職に結びつかない「就職困難者」等支援を行うとともに、対応する職員等が必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		観光産業課
就学援助	就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒に対して、給食費・学用品費等を補助しています。そうした児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていることや、保護者が困難を抱えている可能性が考えられるため、児童生徒や保護者と接する際に、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		教育総務課
心身障がい者等給付金支給事務	給付金の支給に際して、当事者や家族等と接触する機会を活用して当事者や家族等の状況の把握を行うことで、問題の早期発見・早期対応や必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていけるよう取り組みます。		福祉介護課

事業名	取組内容	SDGs	主管課
町税の納税相談【再掲】	町税を期限内に納付できない人は、他の債権も重複して未納となっている人が多く、生活面でも深刻な問題を抱えていたり、生活困窮の状態である可能性も考えられます。そのため、徴収を担当する職員等がゲートキーパー研修を受講することで、納税相談等を通じて住民の状況を把握し、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていただけるよう取り組みます。		税務課 会計課
保険料の賦課、収納、減免	保険料を滞納している人は、経済的な困難を抱えている人も少なくないため、納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて専門的な支援機関につなぐよう取り組みます。		保険医療課 会計課
会計課収納事務事業【再掲】	収納を行う職員等がゲートキーパー研修を受講することで、住民の状況を把握し、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていただけるよう取り組みます。		会計課
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当給付事業【再掲】	特に、児童扶養手当（ひとり親家庭等を対象）・特別児童扶養手当（精神又は身体に障がいをもつ児童を対象）の給付手続きの際は、家庭の状況や悩みを伺うことにより自殺リスクの早期発見や気付き役・つなぎ役としての役割を担っていただけるよう取り組みます。		子育て支援課
困難女性支援事業【再掲】	女性相談支援員が日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて、必要な援助を行います。生活困窮をはじめとする複合的な問題を抱える女性の相談・支援にあたり、状況の把握を行い、必要に応じて専門的な支援機関につなぐ等、気付き役やつなぎ役としての役割を担っていただけるよう取り組みます。		住民人権課

■関係団体等の主な取組

団体名	主な取組
太子町社会福祉協議会	低所得者・失業者・高齢者及び障がい者の世帯を対象に、安定した生活を営むために必要な資金を低利子又は無利子で貸し付ける大阪府生活福祉資金の貸付相談窓口として相談を受け付けます。 また、一時的に生活困窮の状態になった場合に、1万円を上限として貸付を行う愛の小箱貸付事業を実施しています。そのほか、歳末たすけあい募金より配分を受け、年末年始の時期に緊急かつ一時的に生活困窮の状態になった場合に、3万円を上限として世帯人数に応じて現物給付又は現金給付を行う「年末年始レスキュー太子」事業を実施しています。

重点施策4 勤務・経営・就労環境への支援

本町の自殺者の状況において、平成25年～令和4年の半数は有職者が占めているため、勤務・労働環境の改善に取り組んでいくことが重要です。しかし、本町からの直接的な支援が難しいこともあるため、経営者や就労者に対する相談支援体制の充実や家族の気づきによる相談から勤務先への情報提供や助言、庁内関係各課及び町内事業所や関係機関等と連携を図りながら取り組んでいきます。また、本町行政職員に関する職場でのメンタルヘルス対策を地域事業所への規範となるよう推進していきます。

■主な取組

事業名	取組内容	SDGs	主管課
職員の健康管理事務	行政職員の職場環境の改善を図り、住民へ還元するために、健康診断・ストレスチェック・体力測定の実施及びその後の面談等フォロー体制の整備等、職員の心身の健康を守る取組の強化に努めます。 【目標回数：年1回】		秘書政策課
商工会事業	商工業者からの税務相談、融資斡旋、その他商工に係る業務全般を行っており、経営悪化等による経済状況の急変等で自殺リスクを持つ経営者に対して、その状況に気づき、確実に相談機関につなげる等に取り組めます。		観光産業課
農業委員会事業	農政を取り巻く厳しい情勢に対して、農業に携わる人の高齢化や後継者不足等の問題とともに、経営悪化等による経済状況の急変等で自殺リスクを持つ経営者に対して、その状況に気づき、確実に相談機関につなげる等、に取り組めます。		環境農林課
男女共同参画推進事業【再掲】	男女共同参画に関する講演会等の開催により、住民に対する男女共同参画の高揚に努めます。また、セクハラ、DV、マイノリティ等の問題は自殺リスクを高める場合があるため、常設の相談窓口を設置して相談を受け付け、適切な支援につなげます。		住民人権課

■関係団体等の主な取組

団体名	主な取組
富田林商工会 太子町支部	経営困難に陥っている経営者等に向けた相談窓口を設置しており、必要に応じて融資等を行います。
富田林市消防本部 太子分署	職場におけるメンタルヘルス対策の一環として、職員のストレスチェックを実施します。

第5章 自殺対策の推進体制

1. 計画の推進

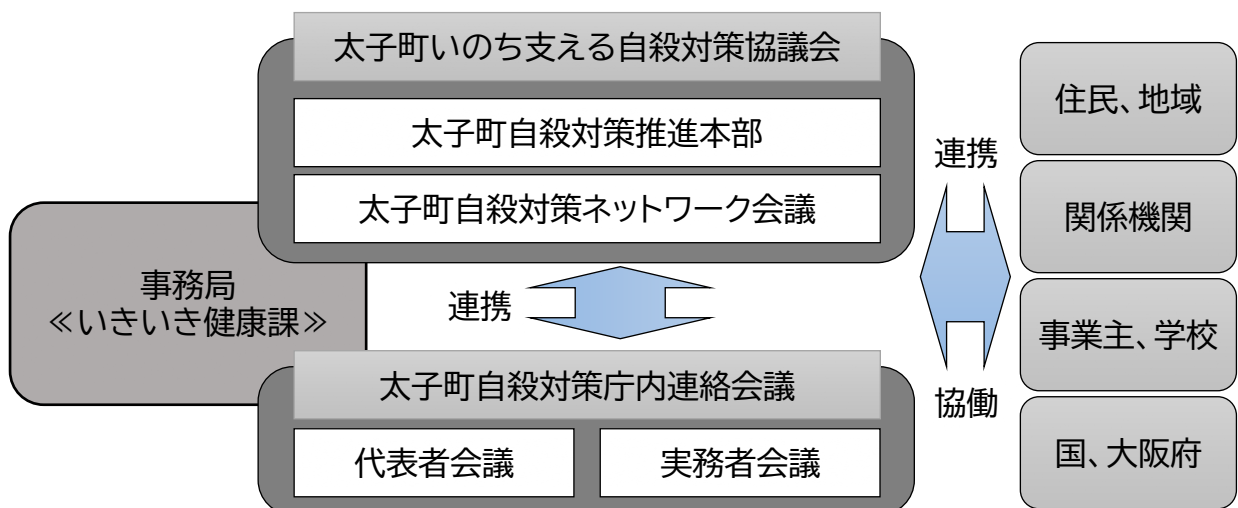
(1) 全庁横断的な体制づくり

本町では、平成31年度から「いのち支える自殺予防計画」を策定し、国・府とともに自殺対策を総合的に推進した結果、計画当初は目標の自殺者0の目標を達成しました。しかしながら新型コロナウイルス感染症が拡大とともに人とのつながりが閉ざされた状況の中で、全国的な傾向と同じく自殺者数が増加の傾向に転じています。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は5類に引き下げられ、行動制限がなくなったとはいえ、コロナ禍により社会活動や経済活動が制限された影響は、依然として残っており、日本の自殺者の状況は、人口10万人当たりの自殺による死亡率が主要先進7か国の中では最も高い水準にあり、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ない状況です。

このような状況の中、自殺対策を総合的に推進していくためには、いきいき健康課が中心となり、全庁的な推進体制を構築するとともに、住民や地域、関係機関、事業主、学校等と連携・協働しつつ、地域の実情に応じて自殺対策に取り組むことが必要です。

本町においては、町長を会長とする「太子町自殺対策推進本部」及び学識経験者や医療関係者、教育関係者、保健福祉関係団体代表者、警察、その他関係行政機関等の参画する「太子町自殺対策ネットワーク会議」の2つが「太子町いのち支える自殺対策協議会」として設置されており、この協議会において本町の自殺対策の方向性が定められています。さらに、自殺対策に取り組むうえでの関係各課の連携や情報共有、課題解決等を図るために「太子町自殺対策庁内連絡会議」が設置されています。

この2つの会議体及び事務局が中心となりつつ、庁内各機関、住民や地域、関係機関、事業主、学校等と連携・協働して、地域の実情に沿った自殺対策を総合的に推進していきます。



(2) 連携・協働による総合的な推進

① 町の役割

本町における自殺対策の中心として、町長が会長とし全庁的な自殺対策推進体制の構築及び関連する各主体との連携・協働体制（太子町のち支えるネットワークシステム）の構築に努めるとともに、国や大阪府と連携しつつ、本町の自殺の実態把握及びそれに応じた自殺対策計画の策定、計画に基づいた施策の実施及びその評価・改善等に取り組みます。また、住民の自殺を予防・防止するための周知啓発や自殺対策を支える人材育成、各種相談窓口の充実等、総合的な自殺対策の推進に努めます。

② 住民、地域の役割

本町における自殺の状況や自殺対策の重要性への理解や関心を深めることが大切です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、そうした状況では一人で悩みを抱え込まず誰かに援助を求める等、自らのこころの不調への適切な対処方法を学ぶことが大切です。加えて、危機に陥った人の心情や背景が周囲には理解されにくいということを踏まえ、周りの人のこころの不調に気づき、見守り、話を聞く、専門的な相談窓口へつなげる等、周りの人への対処方法についても学び、地域における人と人とのつながりによる信頼関係や生きがいづくり等、ソーシャルキャピタルの醸成による「生きることの促進要因」を増やしていける地域づくりに取り組んでいきましょう。

③ 関係機関の役割

警察や消防といった行政機関や医療機関、保健所、社会福祉協議会、障がい者施設、各種ボランティア団体等、本町では様々な関係機関や団体等が活動しています。直接的に自殺防止に関わる活動はもちろんですが、直接的には関わらないと考えられる活動であっても自殺対策につながることを理解し、本町をはじめとして様々な関係機関や団体等と連携・協働しつつ、本町の推進する自殺対策に積極的に参画することが大切です。

④ 学校の役割

児童生徒に向けた、こころの健康づくりの基礎知識の習得、人間関係や生活での困難・ストレス等に直面した際のSOSの出し方を身につけること等、子ども自身が自らの困難を自覚し、信頼できる大人を見つけ危険を回避する力を養えるように支援することが大切です。

また、子どものSOSを正しく受けとめることができる大人（信頼できる大人）としての意識の醸成が教職員をはじめ保護者や地域の関係者には重要です。そして、それらの人たちが自殺対策への理解や関心を深め、それぞれが連携・協力していける体制づくりに学校・教育関係機関が中心になって取り組むことも重要です。

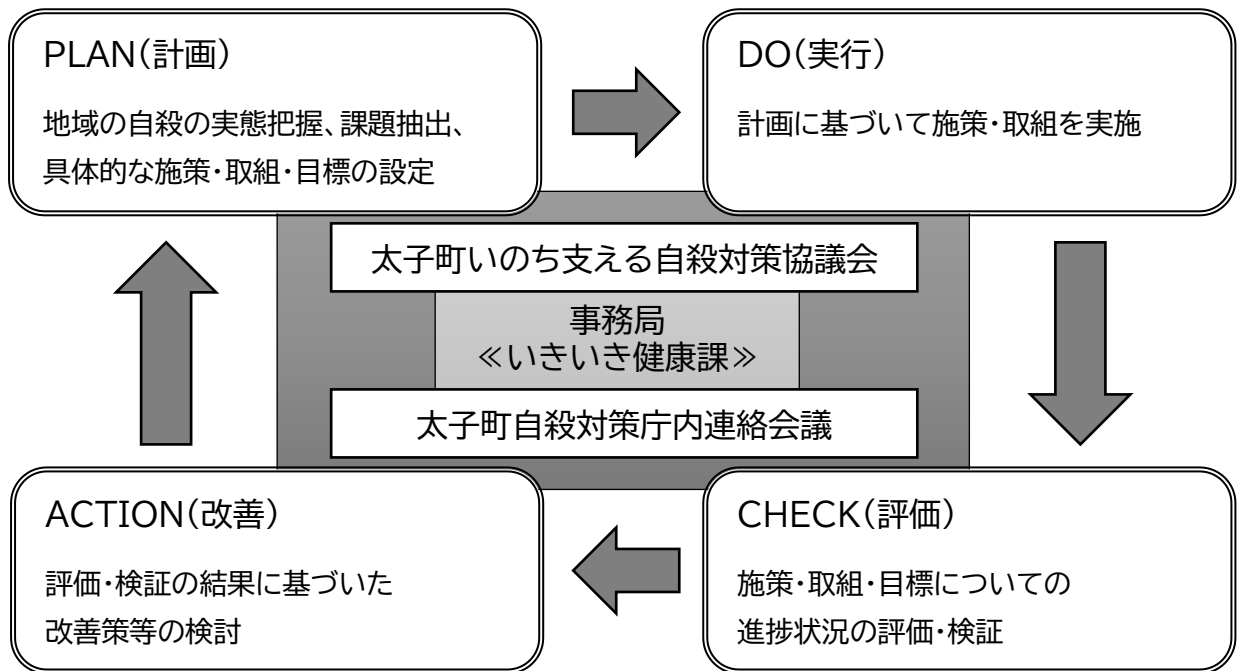
⑤ 事業主の役割

雇用主は、精神疾患や精神科医療に対する理解を深めるとともに、雇用する労働者のこころの健康の保持に向けて、勤務・労働問題（過労、長時間労働、ハラスメント等）への対応や適切なメンタルヘルス対策の実施に努めることが自殺対策における重要な役割を果たすことを認識し、本町の推進する自殺対策に積極的に参画することが大切です。

また、自営業者等の経営者は、商工会等の実施する経営に関する相談等の様々な支援について積極的に活用しましょう。

2. 計画の評価

本計画の目標達成及び様々な施策や取組を着実に推進していくため、PDC Aサイクルに基づいて、「太子町いのち支える自殺対策協議会」及び「太子町自殺対策庁内連絡会議」において本計画における施策や取組について実施状況を年に1回進捗シートを活用し各課への調査を行い把握し、目標の達成状況等を定期的に評価・検証します。そして、その必要に応じて施策や取組内容について改善していきます。本計画の進捗状況及びその評価については、適宜公表していきます。



3. 計画の評価指標

本計画は、計画最終年度の令和10年までの間、「誰も自殺に追い込まれない町（自殺者数0人）」とすることを目標としています。その目標に向けた取り組みを評価する指標として、以下の通り、新しい評価指標を定めます。

自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、「相談（話を）すること、相談（話が）できることで、心を少しでも軽くすることができる」という考えが、本人やその周囲のみんなの共通認識となるよう、庁内関係各課及び町内事業所や関係機関等とのネットワークを活用しながら自殺予防の啓発を図ります。

	評価指標	目標
基本施策2関連	街頭啓発【回数】	年2回
	広報事業【回数】	年6回以上
基本施策3関連	ゲートキーパー養成講座【回数】 【人数】	年1回 10人以上
	職員研修事業【回数】	年1回
基本施策5関連	自殺対策庁内連絡会議【回数】	年1回
	自殺対策連絡協議会【回数】	年1回
重点施策2関連	こころほぐしの会開催回数【回数】	年6回
重点施策4関連	職員の健康管理（ストレスチェック） 【回数】	年1回

資 料

1. 太子町のち支える自殺対策協議会条例

平成 30 年 3 月 30 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく太子町自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、太子町のち支える自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会には、自殺対策推進本部（以下「本部」という。）及び自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置き、本部は委員 7 名以内、ネットワーク会議は委員 15 人以内で組織し、委員は町長が任命又は委嘱する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次の事項について所掌する。

(1) 自殺対策計画の策定並びにその評価に関すること。

(2) 自殺対策の総合的な推進に関すること。

2 ネットワーク会議は、次の事項について所掌する。

自殺対策に関する政策等の調査検討に関すること。

(委員の任期)

第 3 条 本部及びネットワーク会議（以下「本部等」という。）委員の任期は、2 年とする。ただし、その再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 本部等にそれぞれ会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、本部等を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部等の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行後最初に任命又は委嘱される協議会の委員の選任のための手続、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(召集の特例)

- 3 協議会の最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年太子町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 2 条関係）に次のように加える。

太子町のち支える自殺対策協議会委員	//	7,000円
-------------------	----	--------

2. 太子町のち支える自殺対策協議会規則

平成30年3月30日規則第2号
改正 平成30年8月3日規則第18号
令和3年3月17日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、太子町のち支える自殺対策協議会条例（平成30年太子町条例第3号）第6条の規定に基づき、太子町のち支える自殺対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の各組織の委員は次の者をもって充てる。

太子町自殺対策推進本部（以下「本部」という。）の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 太子町自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の委員は、別表2に掲げる者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第3条 本部及びネットワーク会議（以下「本部等」という。）の会長は、必要があると認めるときは、太子町自殺対策庁内連絡会議等の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第5条 本部等の庶務は、自殺予防対策担当課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、本部等の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月3日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則（令和3年3月17日規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項関係）

本部
町長
副町長
教育長
政策総務部長
まちづくり推進部長
健康福祉部長
教育次長

別表2（第2条第2項関係）

ネットワーク会議
学識経験者
富田林医師会
大阪府富田林警察署
富田林市消防本部
太子町民生委員・児童委員協議会
大阪府富田林保健所
富田林商工会太子町支部
太子町立中学校
基幹相談支援センター
太子町地域包括支援センター
太子町就労支援センター
太子町社会福祉協議会
副町長
政策総務部長
健康福祉部長

3. 太子町のち支える自殺対策協議会自殺対策ネットワーク会議委員名簿

■任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日

氏名	所属	備考
丹羽 篤	学識経験者	副会長
天城 完二	富田林医師会	会長
山崎 隆弘	大阪府富田林警察署	R5.3.22まで (榎谷 雄一)
中井 秀朗		R5.3.23から (古林 壮太)
西條 善仁	富田林市消防本部	(芝 光志) (石田 真也)
羽田 妙子	太子町民生委員・児童委員協議会	
橋本 弘子	大阪府富田林保健所	
田中 幸男	富田林商工会太子町支部	R4.6.17から R5.4.23まで
楠本 肇		R5.4.24から
杉村 芳信	太子町立中学校	R5.3.31まで
西野 直美		R5.4.1から
立里 隆生	基幹相談支援センター	(内藤 直美)
田村 尚子	太子町地域包括支援センター	
鍋島 隆宏	太子町就労支援センター	
立石 賀則	太子町社会福祉協議会	
齋藤 健吾	太子町副町長	
小角 孝彦	太子町政策総務部長	
子安 逸二	太子町健康福祉部長	

※敬称略、順不同

※備考欄中（ ）内は会議代理出席者



4. 相談機関等連絡先一覧


以下の相談機関等連絡先を活用し、適切な支援につながります。また、本町の自殺対策に関わる重点施策は下表のとおりであり、施策内容に即した相談先を明示することで、即時の相談支援につなげることを目指しています。

【本町の重点施策】

- 重点施策 1. 子ども・若者・子育て世代への支援
- 重点施策 2. 精神疾患の理解と適切な医療につなぐ支援
- 重点施策 3. 就労・失業等や生活困窮への支援
- 重点施策 4. 勤務・経営・就労環境への支援

	名称	相談時間帯等	連絡先	備考
町を中心とした相談窓口	健康相談 (保健師・管理栄養士による相談)	原則第 4 金曜日 13:30~16:30 まで	0721-98-5520	保健師・管理栄養士による生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関するご相談をお受けしています。
	こころほぐしの会 (臨床心理士による相談)	原則第 4 水曜日の実施。10:00~15:30 まで(1人1時間程度) ※本町のHPでご確認をお願い致します。	0721-98-5520	事前に、お電話でご予約ください。午前中は託児(無料)もあります。臨床心理士が仕事や家庭、子育ての悩みなどに関するこころの整理のお手伝いをしています。
	心配ごと相談 (太子町社会福祉協議会)	毎月 10 日、25 日(ただし、土曜日の場合は前日、日曜日の場合は翌日)13:30~15:00	0721-98-1311	住民のみなさまの日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに応じ、適切な助言や援助を行うため、月 2 回「心配ごと相談」を開設しています。
	太子町就労支援センター	平日 9:00~17:30	0721-98-5521	町内にお住まいの障がいのある人、母子家庭の母親、中高年高齢者や若年者などのお仕事探しを支援します。
	太子町地域包括支援センター	平日 9:00~17:30	0721-98-5538	高齢者の皆さんの健康や生活に関するお困りごとについて、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士等がご相談をお受けし、解決に向けて専門機関や制度の紹介や直接対応します。
	大阪府富田林保健所	平日 9:00~17:45	0721-23-2684	もしあなた自身が悩んでいたら・・・。 一人で悩むより、まず相談を！
	大阪府警察	平日 9:00~17:45 (執務時間外は当直対応)	06-6941-0030 (プッシュ回線専用 #9110)	

	名称	相談時間帯等	連絡先	備考
こころの相談窓口全般	こころの健康相談 統一ダイヤル	18:30から10:30まで (受付は10:00まで) ※令和3年2月1日より、 民間団体による夜間相談 を行っています。	おこなおう 0570- まもろうよ こころ 064-556	全国どこからでもこの電話 番号に電話すれば、電話をかけた 所在地である大阪府の 公的な相談機関に接続され ます。
	#いのちSOS (特定非営利活動 法人自殺対策支援 センターライフリンク)	日、月、火、金、土は 24 時間対応 水、木は 6:00~24:00	0120-061-338 フリーダイヤル/無料	フリーダイヤルのため、IP 電 話からは接続できません。
	よりそいホットラ イン(一般社団法人 社会的包摂サポ ートセンター)	24 時間対応	0120-279-338 フリーダイヤル/無料	050 で始まる IP 電話や LINE Out からは 050-3655-0279(24 時間対応) におかけ下さい。
	いのちの電話 (一般社団法人 日 本のいのちの電話連 盟)	毎日 16:00 ~ 21:00 (毎月 10 日は 8:00 から翌 11 日 8:00 まで実 施)	0120-783-556 フリーダイヤル/無料	IP 電話(アプリケーション間 の無料通話を除く) からは 03-6634-7830 (通話料有料) におかけ下さい。
	こころの健康相談 統一ダイヤル		0570-064-556 ナビダイヤル/有料(通 話料割引サービスや携 帯電話の料金定額プ ランは適用されません)	電話をかけた所在地の都道 府県・政令指定都市が実施し ている「こころの健康電話相 談」等の公的な相談機関に接 続します。
	こころの救急箱	月 19:00~3:00 火 19:00~22:00 土 19:00~22:00 (令和 5 年 6 月から当 面の間、土曜日の相談 は休止)	06-6942-9090	誰にも話せない、やりきれない 孤独や不安、苦しみや悩み の中にある方々の悩みを聴 き、その方が危機を乗り越えら れるように精神的なサポ ートを提供することを目的と しています。
	大阪府こころの 健康総合センター	平日 9:00~17:45	06-6691-2818	大切な人を自死(自殺)で亡 くされた府民の方のために、 相談を実施しています。こ ころの健康総合センターの専 門相談員が、ご遺族の相談に 応じます。
	男性のための 電話相談	第1・4水: 16:00~20:00 第2・3土: 16:00~20:00 *祝日・年末年始除く	06-6910-6596	家族・パートナー、職場の人 間関係、生き方、からだやこ ころの不調など・・・誰かに 相談したくても、ひとりで抱 えている方が少なくありませ ん。困ったときは、お気軽 にご相談ください。専門の男 性相談員がお電話をお受け します。
厚生労働省	まもろうよ こころ	各種相談窓口が HPで公開 詳しくはHPまで	<p>あなたの声を聴かせてください</p>  <p>悩んだときは二次元バー コードを読み込み、一度HP を開いてみてください。</p> 	

	名称	相談時間帯等	連絡先	備考
勤 労 者 ・ 就 労 相 談	労働相談センター	日常相談:月～金 9:00～12:15 13:00～18:00 夜間相談:毎週木 18:00～20:00 *祝日・年末年始除く *夜間相談日が祝日の 場合は翌日が夜間相談 日となります	労働相談 06-6946-2600 セクハラ・女性問題 06-6946-2601	職場でのトラブルを防止する ため、労働契約や労働条件 に関する問題、労働組合や団 体交渉に関する問題、職場の ハラスメント（セクハラ・パ ワハラなど）に関する問題、 就業規則や人事労務管理に 関する問題、働く人たちが使 用者のみなさまからのさま ざまな労働相談をお受けし ています。
	一般社団法人 大阪精神科 病院協会		072-253-3223	消防救急隊や患者・家族から の救急受診依頼は、精神科救 急医療情報センターを通じ て行い、センターが当番病院 への受診の直接依頼を行っ ています。
医 療 関 係	おおさか精神科 救急ダイヤル	月～金 17:00～翌朝 9:00 土・日・祝日・年末年始 9:00～翌朝 9:00 (24 時間)	0570-01-5000	かかりつけの医療機関が診 療を行っていない夜間・休日 において、精神疾患を有する 方やそのご家族などから、こ ころの病気の緊急時にお電 話いただければ、必要に応じ て精神科救急医療機関の利 用についてご案内します。
	大阪難病相談 支援センター	月～土 10:00～17:00	06-6926-4553	難病当事者や相談員が電話・ 面接などにより難病患者の 療養や就労・日常生活上の個 別・具体的な相談及び支援な どを行う。
	SNS相談 大阪依存症 ほっとライン	水・土・日曜日 17:30～22:30 (最終受付:22:00)	二次元コードを読み取 りのうえ、友達登録して ください。 	「やめたいのにやめられな い。」「誰かに話を聞いてほし いけれど、どこに相談したら いいのかわからない。」など、 アルコール、薬物、ギャンブル 等、依存症に関することで 悩んでいるご本人やご家族 等から、相談をお受けしてい ます。
	大阪府妊産婦 こころの相談 センター	平日 10:00～16:00	0725-57-5225	大阪母子医療センター内に 「大阪府妊産婦こころの相 談センター」を開設し、精神 科医師、産婦人科医師、保健 師、心理士などの専門職員が 精神的な不調を抱える妊産 婦の方や家族等を対象に電 話相談などの相談支援を行 っています。

	名称	相談時間帯等	連絡先	備考
子ども・学生の相談窓口	子ども向け電話相談窓口 チャイルドライン (特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター)	毎日 16:00~21:00	0120-99-7777 フリーダイヤル/無料	チャイルドラインは18歳までの子ども専用です。チャット相談があります。フリーダイヤルのため、IP電話からは接続できません。
	子供のSOS 相談窓口 (文部科学省)	24時間対応	0120-0-78310 フリーダイヤル/無料	少年相談窓口等の情報があります。フリーダイヤルのため、IP電話からは接続できません。
	大阪府富田林子ども家庭センター	月~金 9:00~17:45 *祝日・年末年始除く	06-6721-1966	子どもや家庭に関する相談、概ね25歳までの青少年に関する相談、里親相談、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上に関する相談及び生活保護等に関する相談を行っています。
人権	人権相談 (大阪府人権協会)	平日:月~金 9:30~17:30 夜間相談:火 17:30~20:00 休日相談:第4日 9:30~17:30 *祝・年末年始を除く	06-6581-8634	大阪府人権協会では大阪府の委託を受けて、人権に関する相談を受け、その解決や被害救済の一助としています。人権相談(電話相談並びに面接相談)をおこなっています。
	大阪府女性相談センター	平日:9:00~20:00 土・日:9:00~17:00 ※いずれも祝日・年末年始を除く。ただし、日曜日が祝日の場合は日曜日を開庁し、振替の日曜日は閉庁。	06-6949-6022 06-6946-7890	配偶者暴力相談を受け付けています。秘密は守られます。相談は無料です。安心してご相談ください。
	大阪府女性相談センター (外国人専用電話)	平日:9:00~17:30 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く	06-6949-6181	女性相談センターでは、配偶者・恋人などからの暴力の相談や女性相談(ストーカー被害、夫婦・家庭内のトラブル、対人関係の悩みなど)をお受けしています(電話相談及び来所相談)。
	権利擁護推進室 (あいあいねっと)	月~金 10時~16時 *祝日・年末年始除く	相談専用電話 06-6191-9500	判断能力が十分でない方の権利を護る さまざまな事業に取り組んでいます。
セクシャル・マイノリティ	QWRC (くおーく)	2019年11月より QWRC 電話相談を休止 ※カウンセリング・同行支援については、電話かメールで要問合せ Eメール info@qwrc.org *年末年始除く	06-6585-0740	様々な人達が集える場所の提供やイベントの開催、多様性を認め合う社会を実現するための講演活動や情報発信、そして電話相談などを実施しています。

第2期太子町いのち支える自殺対策計画

編集・発行：太子町

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

TEL:0721-98-5520 FAX:0721-98-3600

発行年月：令和6年3月
